

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和4年9月15日（木）

午前10時01分～午後2時50分

場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	三階 道雄	副委員長	岸田 めぐみ
	委員	安斉 きみ子	委員	齋藤 せいや
	委員	大野 まさき	委員	石山 ひろあき

出席説明員	企画課長	小形 雄一郎		
	くらしと文化部長	古谷 真美	文化・生涯学習推進課長	齋藤 友美雄
	文化施策担当課長	宮崎 武	スポーツ振興課長	私市 敬
	子ども青少年部長	本多 剛史	子育て支援課長	植田 威史
	子ども家庭支援センター長	田島 佐知子	子育て・若者政策担当課長	水野 誠
	発達支援担当課長	相良 裕美		
	(兼)教育センター長			
	公園緑地課長	長谷川 哲哉		
	教育部参事	細谷 俊太郎	教育振興課長	加藤 大輔
	教育指導課長事務取扱			
	社会教育・文化財担当課長	齊藤 義照	図書館長	横倉 妙子

案 件

件 名	審 査 結 果
1 4 陳情第 8 号 宿舎借り上げ支援事業拡充の陳情	不採択すべきもの
2 4 陳情第 9 号 新型コロナウイルス感染対策に関する陳情	不採択すべきもの
3 4 陳情第 10 号 保育士等の処遇改善に関する陳情	採択すべきもの
4 4 陳情第 11 号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情	審査未了
5 第 87 議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第 88 号議案 多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 所管事務調査 GIGAスクール構想について	継続調査
8 行政視察について	了承
9 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の愛称について	文化・生涯学習推進課 社会教育・文化財担当
2 パルテノン多摩グランドオープン以降の運営状況について	文化施策担当
3 多摩東公園庭球場早朝利用の拡大について	スポーツ振興課
4 スポーツ施設におけるキャッシュレス決済導入について	スポーツ振興課
5 アクアブルー多摩照明破損の対応状況	スポーツ振興課
6 令和 4 年度第 2 回多摩市子ども・子育て会議の概要について ①多摩市子ども・子育て・若者プラン（第 2 期多摩市子ども・子育て支援事業計画）における令和 3 年度推進状況について ②令和 4 年度エリア別認可施設入所保留者数・待機児童数・空き状況について ③令和 4 年度 4 月 1 次認可保育所等の入園状況について	子育て・若者政策担当 子育て支援課 子育て支援課
7 家庭的保育事業所「たえちゃんち」閉所に向けた新規募集停止等について（報告）	子育て支援課
8 多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会の設置について	子ども家庭支援センター
9 多摩第三小学校建て替え工事について	教育振興課

10	都指定史跡用地に関する申し出について	社会教育・文化財担当
11	旧多摩聖蹟記念館の内部塗装工事に伴う休館について	社会教育・文化財担当
12	多摩市学校事務共同実施の令和4年度進捗状況について（報告）	教育指導課
13	令和4年度適応教室プログラム改善事業の実施について	教育センター
14	多摩市立中央図書館整備の進捗状況等について	図書館
15	庁舎狭隘化対策について	企画課

午前10時01分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それでは日程第1、4陳情第8号 宿舎借り上げ支援事業拡充の陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内での発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に陳情書に沿って発言をしてほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからのご発言をよろしく願います。

陳情者(国領あかね氏) 国領あかねである。東京都の宿舎借り上げ事業は、5年間の時限措置という扱いで始められているため、いつ終了してしまうかわからない。この事業は、保育士不足の解消や保育士等の処遇改善に大きく貢献しているが、多摩市では、宿舎借り上げ事業を利用するには、年齢や居住地区が多摩市内でないといけないという制限がある。そのため、事業を利用したくてもその条件に合わず、すぐに利用できない職員もいる。多摩市で働く保育士を確保するとともに、多摩市で育っていく子どもたちの発達と保護者の就労を守るためにも、このまま多摩市として宿舎借り上げ事業を継続し、また、支援事業の対象を広げてくださるようお願いする。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について現在の市の状況や考え方など、市側から説明等があれば願います。

本多子ども青少年部長 よろしく願います。この宿舎借り上げ支援事業であるが、事業

は平成30年度から、国と東京都の補助金を活用して実施している事業である。

保育従事職員用の宿舎、住居の借り上げを行う事業者に対して、市区町村がその家賃の一部を補助するもので、補助金としては、国や東京都の補助金と、それと事業主負担も生じるということである。具体的には、市が全体の8分の1、それと事業主も全体の8分の1、残りの8分の6を国や東京都が補助すると、そういう仕組みになっている。

目的としては、先ほど陳情者からあったように、保育人材の確保、定着、離職防止を図る目的で行っている。この制度を導入する際に保育園とも協議を行って、この制度を導入している、また、していないというその違いで、市内の保育園で保育士の奪い合いにならないようにということが大切だというご意見があった。

そうしたことから、勤続年数とか施設ごとに人数の条件を決めた経緯というものがある。

また、この事業は、先ほど申したように事業主負担も生じる事業である。園との調整の中で決めることが必要である。現在、保育園側からは、対象範囲の拡大等の要望はないということである。所管部署としては、陳情内容について現在のところ考えていないという状況である。よろしく願います。

三階委員長

これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員

それではお伺いする。今の本多子ども青少年部長のお話の中で、大体の概要がわかってきた。それで1つは、いわゆるこの補助制度というものは、期限が限られている制度であるというふうなお話の説明があった。今現在、この制度がどのように展開していくのかどうか、今の現在とそれから今後の見通し等がもしあれば伺いたい。

植田子育て支援課長

こちら、国や都の制度に基づいて多摩市のほうでも補助金の交付要綱というのを定めて実施している事業になっている。こちらについては現在のところ、令和6年3月31日ということで期限を切っているが、国や東京都の動向を踏まえて、これ以降どうしていくかというところは確認をしていきたいと思っている。

これまでも国の制度の延長というところが来ていて、我々のほうもそれ

に合わせて今、こちらのほうの期限のほうは延長してきているような状態である。

安斉委員 ちょっと見通しはまだ確定的ではないが、今のところは延長で来ているということ。それで現在多摩市内でこの制度を利用している保育園、それから、利用されている人数とかがわかれば教えてほしい。

植田子育て支援課長 こちらは対象としている施設が33施設あって、そのうちの7施設、7園で、こちらのほうを今実績として実施をしているところである。人数でいくと、現在で12人の方がこちらのほうを利用しているというような状況になっている。

安斉委員 そうするとこの陳情に出されている要望というのは、こうした人数をもっと広げて、それからまた、利用する園も広げていただければということなのかと私は受け止めているわけなのだが、今の最初の本多子ども青少年部長の説明によれば、やはり事業主の負担があるということ、これが1つの足かせにもなっているのかと思うところである。

その点の確認と、それからその保育園と協議して、これを実施している園としてない園に差が生じてはいけない、いわゆるその中で保育士の奪い合いにもならないようにという、そういうことがおそらくその保育園の協議の中で出てきたんだろうと思うが、この点については、私はやはりまず取りかかっているところからでもやっていって、そこを充実させていくというふうな方向だと私は捉えているが、ちょっとその点についてのお考えも伺いたい。

植田子育て支援課長 先ほど本多部長からの答弁もあつたとおり、やはり事業主負担が生じるというところが大きくあると思っている。その中で、やはり園長会としっかり合意を図って設計してきた事業、あるいはそのルールというものに基づいて今実施してきているものであって、場合によっては、園長会との協議というのにも必要になってくるのかもしれないが、今現在、この制度に関しては対象の拡大といったような要望とかそういったものは出てきていないというような状況もあるので、現在の状況を踏襲した上で、引き続き行っていければと考えている。

安斉委員 7園実施で、人数が12人というところで、1つの考え方によっては縛

りを少し緩くするということもあると思う。勤続年数とか、それから先ほどおっしゃった制限の中身について、ちょっと確認もしたいところなのだが、その辺りの緩和というのはいかなるものか。これは国の制度だからそういう決まりの中でしかやれないのだろうか、そこを伺いたい。

植田子育て支援課長 国と東京都の制度を並行して行っているものであって、国の制度の中では対象者の縛りというか制限があつて、現在採用されてから8年以内の常勤保育士としている。

こちらに関しては、これまで9年だったものが8年になったり、もっと前にいくと10年だったものが9年になって8年になったりというところで、対象年齢が徐々に厳しくなっているというような状況もある。一方、東京都のほうは、採用されてからの年数とかそういったものの制限の縛りはないような状況である。

ただ、私どものほうとしては、国の当初制限のあつたその10年というのを要綱に定めて、10年以内であることというところを要綱に定めて、現在のところ、こちらのほうの事業を進めているというところである。あと、年齢に関しても、その当時、34歳以下ということで、要綱のほうに設けて現在事業のほうを進めているところである。

安齊委員 国が、だんだん制限をきつくしてきたというわけだから、国の動きをやはり変えていただくというふうな働きかけと、それからその中でも市が独自に縮小されてきた年数なんだけれども、10年ということ維持されているというようなところは評価したいなと思うが、何とかやはり広げていく、それから皆さんが利用しやすい、事業主も負担がないというふうな状況を目指していくべきかということをお伺いしているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 重ならないところで伺っていきたいが、まず、この目的に対して決算事業報告書を見ても、それを寄与したといったことである程度目的を果たしているのに関係しているのかと思うが、事業負担が事業主のほうにあるといったことも1つ大きな負担にはなっているというふうな答弁もあったが、この事業について園長会ではどのような声が上がっているのかお伺いした

い。

植田子育て支援課長 園長会ということでは定期的には実施をしているが、特段この事業に関してここ最近何か声が上がったというような事項はない。

岸田委員 あと先ほど安斉委員さんも質問されていた補助金交付の要綱についてなのだが、年齢が34歳未満、また、勤務する期間が10年以内、あと借りられる地域が多摩市内と多摩市の要綱では決められているが、他市だったり他区とかを見ると、かなり内容が違うものになっている。

国のほうは要綱のほう先ほど8年以内とあったが、都のほうに問い合わせたところ、市区町村はそれぞれの地域に応じた要綱をつくってもらっているといったお話だった。それぞれなぜそういった制限をかけたのか、また、他市の状況についてどういうふう把握されているのか、どう把握されているのか伺いたい。

植田子育て支援課長 まず、多摩市内に住所を要するということでは、やはり市の税金を投入するという状況の中では多摩市民というところに限定するのが妥当であろうと考えている。

34歳以下というようなどころでは、公立職員の当時の住居手当の対象年齢に合わせたというところが1つ大きなところである。こちらについては、多摩市一般職の職員の給与に関する条例に合わせているということで、これと同じ考えになっている。なお、この多摩市人事給与制度というものは東京都に準拠しているということで、都に合わせた水準となっている。

10年以内というところは先ほど申し上げたとおり、国のほうの対象が当初10年というところで、これを現在まで踏襲をしているというような状況である。

あと他市の状況ということだが、こちらについてはやはり委員もおっしゃるとおり、地域によってかなり差がある。例えば八王子市であれば年齢制限はなしで、採用年数が10年以内としていたりとか、あるいは稲城市は、採用年数の制限を国の基準に準拠としているので、8年ないしは10年というところでそれぞれ変えてきているところだと思っている。

あと、もう一つ、常勤の保育士が対象となっているような自治体もある。要するに保育士、保健師、看護師のみで、栄養士だとか、そういった調理員

が対象外としているところもあるので、かなりその地域によって特色があるというか、そういったところは見受けられるのかと思っている。

多摩市としては、その保育施設、保育園に勤めているというところで、特に保育士でなければいけないとか、看護師でなければいけないとか、栄養士でなければいけないというような縛りは今設けていないというような状況になっている。

岸田委員 保育士でなければいけないということではなく、広く保育園に勤めている方に門が開かれているのはすごいいいなと思ったが、八王子市だったり、稲城市のこともご紹介いただいたが、こういった34歳未満あるいは10年以内といったふうに要綱を定めているところは、周りを見ると多いのか少ないのか、また多摩市内とか居住地内と指定しているのは、数としてはどういった感じか、もし把握していればお伺いしたい。

植田子育て支援課長 申しわけない、他市のそこまでの詳しい状況までは把握していない。

岸田委員 ありがとうございます。そういう施設がある地域に、区内にとか市内にというのは都の話だと半分ほどで、34歳未満とか10年未満とかしているところは、10年以内としているところはすごい数が少ないのかと、私が調べた感じだと感じている。また、この34歳未満にしたのは市の職員、市のそういう職員のこういうのを参考にしたということをご説明いただいたが、市の職員、公立保育園に勤めている方もいらっしゃるが、保育従事といった職種は同じでも、後から出ている陳情を見てもやはり福利厚生等は職員とかなり違う部分もあると思うが、その点についてどう考えておられるのかということと、あと国が8年以内という要件になっていると多摩市も要綱が10年以内ということだと、例えば9年とか8年を超えてしまった方は、国からは出ていないと思うが、その部分はどうされているのか、教えてほしい。

植田子育て支援課長 まず、その34歳以下というところでは、先ほど申し上げたとおり公立職員に勤めている職員、多摩市の一般職の給与の条例に基づいて、そちらに水準を合わせているというような状況になっている。

こちらについては、ほかのこちらの事業を使っていないというか、活用していない施設については、例えばその住居手当を独自に支給していたりと

かというところで、広く保育士あるいはその働く職員の方に、福利厚生という意味で対応できているのかと考えている。

あと、先ほど申したとおり国の制限からは外れている9年、10年になっている方はどうするのかというところについては、そちらのほうは東京都のほうは、その分を4分の3というところで見ているというところになっている。だから、8年以内であれば国が2分の1、都が4分の1と出すが、国から外れた分については、その分は都が4分の3ということで見るよということで、制度のほうはなっている。

岸田委員 東京都内のほかの、こういう10年以内とかいうのがないところも、そういうふうに都が出していただけるんだなと想像するが、あともう1つ、借りられる地域が多摩市内ということで、税金が使われるのでそちらのほうで市民の理解も得られるといったことだったが、その目的が人材の確保だったり、定着、離職防止ということと、市内に限定することとどう関係があるのかわからないのでそこら辺のご説明と、あと今、例えば「キャッシュレスでGO!GO!多摩」第5弾をしていると思うが、そちらのほうはこの事業が使えるのが、市内在住の方ではなくて、ここら辺近隣住んでいる、生活をしている方がこのauPayを使えば、多摩市内の事業者に対するお支払いができるということでは、税金を市内の方にするから理解を得られるだけではなくて、そういう応援とかそういったことに対しては市民の方は今まで理解を示していると私は認識しているので、その点をどう整理されているのか伺いたい。

植田子育て支援課長 あくまで市の税金を投入するということでは、やはり市民の方に還元するというところが第一かと思っている。いろいろな公共施設においても、市内料金とあるいは市外の方が利用する料金が変わっていたりというところがあると思う。「キャッシュレスでGO!GO!多摩」というようなところでは、ある意味こちらのほうは、多摩市の事業者を応援するというような意味もある。そういった中では市外からの利用についても、多摩市の事業者がこれを使っていただくことで、一定程度潤うというところから、こちらのほうの事業の観点とは少し性格が違うものかと考えている。

岸田委員 例えば板橋区だと原則、区内にしてほしいと。ただ、公共交通等を使っ

て、その施設に通える範囲だったらいいとか、あるいは品川区だったと思うが、品川区の場合は1時間以上かかるところは除いてほしいといったふうに、きちんと居住地域を書きながらも、きちんと目的に沿ったという要綱をつくられていると私はそれを見て感じたが、調布市とかを見ると、要綱を今まで実は7回変えられていて、本市のほうは今のところ先ほどの子ども青少年部長の答弁で見直す予定もないというふうだったが、見直しは過去は行われてきたのか、また、その内容について伺いたい。

植田子育て支援課長　こちらのほうは改正が1回、2回というところでこちらの要綱には書いている。そういった意味では、特段大きく何か見直しをするというようなどころでは、今まで至っていないかと思っている。

これというのもやはり先ほども繰り返しになるが、やはり事業者の負担があるということと、事業者の財政的な負担とかあるいは事務的な負担とかそういったものもあるので、やはり園長会という組織の中でしっかりと協議をして定めてきたというところもあるので、今のところ、その事業者からの声というのは、特に上がってきていないというような状況でもあるので、また、そういった何か声が上がってきたら、見直しというところでは考える必要があるかもしれないが、現在のところは、そういった考えは特にない。

岸田委員　施設ごとの人数が陳情には触れられているが、そのことは要綱には載っていないということで、そちらのほうで園長会だったりとかいう場面で決めてきた内容なのかと思う。なかなか使っている園と使っていない園が、先ほど安斉委員さんの質問でもあったが、もしかしたら使っていない園に遠慮とかそういうのもあって、使っている園がこうしてほしい、ああしてほしいというのが言いにくいという部分もあるのではないかと私は推察しているが、最後、意見になってしまうが、ぜひやはり人材の確保だったりとか離職防止のための目的で行われているものなので、保育従事者の方が使いやすいうように要綱のほうも考えていってほしいなと思う。

本多子ども青少年部長　今、岸田委員から様々なご意見いただいた。この制度はあくまでも福利厚生という要素が強いというところでは、やはり福利厚生なので、それぞれの事業者が考えるべき、または職員の意向を酌んでというところが

あるかと思う。

なので、そういった福利厚生の部分に、ある意味国や東京都も制度をつかって、よりよい使いやすいというか、事業者にとってもウインであるし、あとそこで働く方にもウインの制度ということを構築したということで、ただ、制度にはいろいろとルールがある中で、使いやすい、使い勝手がいいと思って使っている園と、なかなか今の福利厚生制度が既にあるものに対して、また、新たなものが出てきたということではやはりそのてんびんにかけて、どちらが使いやすいのかという取捨選択をしている園があるかと思う。

また、先ほどの居住地域の話だが、これはやはり要綱のつくり込みのところでは地域の実情に応じてということがあろうかと思う。やはり区部に関しては自分のその地域だけということになると、非常に選択肢が狭まるような状況も地域によってあるかと思う。

私どもとしては、多摩市内に住んでいただいて、多摩市内で働いていただくと、これは1つの私どもの考え方であるので、この点については、事前に園側とも話し合った中での決めたルールであって、今現在もその点について特に園からのお話というのはないという状況であるし、また、園としても何かこうしてほしいというのがあれば、多摩市の場合はやはり園長会というような会がしっかりある。これまでもいろいろな要望をいただいているので、何か意見を言いにくいという状況にはないかと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 それでは、4陳情第8号 宿舎借り上げ支援事業拡充の陳情について、採択の立場から討論する。

多摩市内に勤務する保育者の皆さんから、高い家賃に悩まされているという声を聞く。せつかくある制度である。また、期限付の補助金を出す国のほうも1年延長しながら取り組んでいる事業とも聞く。それはやはり必要性に押されての判断ではないだろうか。

各園の取り組みに差が生まれていることでなかなか進まないということであれば、国に対しては、特にこの事業主の負担をなくす働きかけをしていただきたい。それから、都に対しては、市や事業者の負担をカバーしていただくよう、要望していただきたい。

また、市の要綱も活用しやすいように改善をして、この制度を使いやすいようにしていくということを求めて採択とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

斎藤委員

4陳情第8号 宿舍借り上げ支援事業拡充の陳情について、壮士の会を代表して不採択の立場で討論する。

この事業を活用するには諸条件があるが、市内の園長会でも条件の部分では十分な調整を行っているということが先ほどの質疑の中で明らかになった。また、この事業を活用している状況からも十分な支援が行われていると思っている。よって不採択の討論とする。

斎藤委員

ほかに意見・討論はないか。

岸田委員

4陳情第8号 宿舍借り上げ支援事業拡充の陳情について、採択の立場での討論とする。

多摩市では、待機児童については一定の解消が図られてきており、今後はより保育の質の向上に力を入れていくものだと考えている。そしてやはり保育の質を高めるには、保育従事者が安心して働き続けられる環境も重要である。ほかの後から出てくる陳情にもあるが、なかなか保育士の処遇改善、国のほうもやっているが、十分ではないといった実情があると考えている。

陳情者が求めている保育従事者の処遇改善と、市が取り組む方向性については同じだと感じており、ぜひ市でできることは何かを考え、取り組むことはすごい重要だと思っている。その1つが今回の陳情の保育従事職員宿舍借り上げの支援事業の対象を広げることではないだろうか。この事業を実施するための要綱は市が定めている。園長会等で意見交換を行っているというふうなお話もあったが、やはり使いやすい要綱というのも他市だったり他区だったりといったものも参考にしながら、対象年齢、勤務年数、地域等をぜひこの事業の目的に沿った内容にしていきたいと考え、その

視点で見直すことは必要だと考え、以上、申し述べ討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって意見・討論を終了する。

これより4陳情第8号 宿舍借り上げ支援事業拡充の陳情を挙手により採決する。

本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手少数)

三階委員長 挙手少数である。よって、本件は不採択すべきものと決した。

次、日程第2、4陳情第9号 新型コロナウイルス感染対策に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。

多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に陳情書に沿って発言をしてほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いします。

陳情者(国領あかね氏) 国領あかねである。保育所や学童保育等では、新型コロナウイルスの流行当初から、社会を支える基盤の1つとして継続要請がなされ、今日まで、感染の不安を感じながら緊張状態の中で保育を行っている。

子どもと密接に関わるという感染リスクの高い職務上、自分が保育所や学童クラブの子どもたちにうつしてはならない、また、自分の家庭にウイルスを持ち帰ってはならないという思いから、休日の人混みを避ける、自身の働く時間に陽性者が出た際には、家族と一緒に食事を取らない等々、それぞれが自分や家族の行動に制限をかけ、勤務時間以外も緊張感を持ちながら働き続けている。また、濃厚接触者を追わないという姿勢が国から出され

た。それによりさらに感染リスクが高まっている。

濃厚接触者を追っていたときは、対象者にPCR検査を主として行っていたが、行われなくなり、1人感染者が出ると、感染拡大が今までよりも大きいと感じている。保育所、学童クラブなどでは、子どもから職員への感染もふえ、感染すると何かしらの後遺症が残ったまま勤務せざるを得ない職員もいる。

登園自粛やクラスの休園で登園人数の減った日もあったが、そのときには、子どもとともに職員にも陽性者が出ており、出勤できる少ない職員で登園している子どもの保育、陽性者の出た部屋、遊具の消毒を行い、明日は誰が出勤できるかの相談など、全く余裕はなかった。そして、利用者である子どもは、重症化しなくてもその子どもたちと密にかかる職員は重症化するリスクがあるという緊張感がずっと続いている。

長期化するコロナ禍で保育所、学童クラブ等職員の気力も体力も限界である。令和2年の第2次補正予算にて、医療従事者や介護従事者に慰労金の支給がされた。当時、厚生労働省は、保育士が慰労金の対象となっていないことに関して、子どもが感染しても、重症化するリスクが高いと必ずしも言えないなどを踏まえ、慰労金の対象にはならないとの見解だった。しかし、国から慰労金が出ないなら、自治体でと保育所や学童クラブなどで働く者への評価として慰労金を出している自治体もあると聞く。これまでの努力が評価されることは、コロナ禍で職員が働き続ける意欲につながる。

私たち保育所、学童クラブなどで働く職員は、多摩市で生活する保護者、子どもたちを新型コロナウイルス流行当初から、これまでずっと支え続けている。ぜひ多摩市として、保育所、学童クラブなど、子どもたちに関わる全職員を評価し、慰労金を支給して下さるようお願いする。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あればお願いする。

本多子ども青少年部長 現在の保育園、それと幼稚園、学童クラブ、それと児童館もだが、子どもに関連する施設については、ほかの施設でも行っていると思うが、基本的な感染予防対策の徹底をお願いしている。そのため、感染予防対策に必

要な経費については、保育園、幼稚園については補助金、それと学童クラブについては委託料として支出をしている。

特に消毒作業などで、超過勤務が発生する場合の人件費についても、これも対象としているということであるので、消毒作業が時間外に及ぶといった場合には、その補助金が活用され、支給がされていると理解をしている。

それと、保育園や学童クラブが社会を支えているということは、それ自体はそのとおりだと考えている。感染予防の徹底や感染しない、させないという周囲への配慮、これはどの職種、職場にも共通する部分があるかということと考えている。その点について慰労金という性格を有する手当、これを支給するというところは、現在のところ我々としては考えていないところである。

三階委員長
安斉委員

これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

昨年の9月議会も、この感染対策手当に関する陳情が出されていたわけだが、ただ、昨年はまだ子どもの感染が爆発的に広がるというふうな状況ではなかったと思う。むしろ大人のほうからかかって、それから子どもにもということが少しあったのかと思うが、今年、特にこの今、本当にこのオミクロン株の大拡大で、いわゆる子どもが大人に感染させているというふうな状況があるわけである。

しょっちゅうメールで、どこどこの保育園、どこどこの学童クラブ、一時休園とか1クラスがお休みになるとかという情報が入っているのを見ると追いつかないぐらい、そういう続出している今年と去年とでは、保育園の感染の実態が少し違ってきているのではないかと思う。その認識とそれに併せて先ほど陳情者からお話があったが、非常に心身ともに疲弊をしているというところがあるかと思うが、その大変さをどのように認識されているのか伺いたい。

植田子育て支援課長 保育園や学童クラブ、幼稚園、こういったところで働く保育士の方、非常に大変な状況の中で働いていただいているというところでは認識をしている。オミクロン株、こういったものがいろいろ変異株ということで流行してきている中では、子どもたちへの感染というところも広がっているというところは承知している。

そういった中で、市独自のPCR検査とか、あるいは東京都のほうが行っ

ているPCR検査の体制、こういったものを一応園のほうにはしっかりと周知をして、必要に応じて実施していただくことが可能であるというところについては、これまでも引き続きご案内しているような状況である。

その中で、なかなかかといってこの保育所、学童クラブ、こういったところだけが非常に心痛であるというようなところではないと考えているので、いろいろな職種含めて、大変な状況というのは変わっていないのかと思っている。

安斉委員

PCR検査のことは、私も補正予算のところでも伺ったことがあったし、抗体検査含めてであるが、なかなか使い勝手がよろしくないと東京都から出ている。そういったことがまた保育士さんたちのストレスにもなっているんだと思う。ここにも陳情に出ているように、いわゆる感染者の後追いをしないというか、それで誰が感染しているのかよくわからないし、誰がなってもおかしくないというこの不安の中で、それは相当なストレスだと保育の現場の方たちから聞いている。

それで先ほど本多子ども青少年部長のほうからも、いわゆるこれは去年の9月議会で、国がたしか補正予算をつけて新型コロナウイルス感染症対策としてお金が付き、今年も引き続き出ているわけだが、しかし、消毒をする職員へのあらゆる手当にも使えるとはなっているが、たしか非常に制限があった。私の手元にあるので、今これと同じであればまた言っていればいいし、違っているのでは違っているとおっしゃっていただいてもいいが、定員19人以下が30万円である。定員20人以上が40万円、定員60人以上が50万円。

そうすると多摩市内の保育園は、定員が100名を超えるような保育園が非常に多い。200名を超える園もあるわけである。全然間尺に合わないではないか。

今日はこういうことにお金をつけるという問題ではなくて、そのストレスによって非常に疲弊をしているので、手当てをしてほしいという話なのだが、先ほどその人件費も含めて使われるようになっているから、ご心配要らないみたいな本多子ども青少年部長の話があったが、その辺りについては、本当に職員の方たちへの手当てとして、国の制度が功をなしているのか

どうか、その辺りをお答えいただきたい。

植田子育て支援課長 国のほうの感染症対策というようなところで、先ほど委員のおっしゃるとおり、施設の規模、定員数によって上限額というのは決まっていて、その中で、運用をさせていただいているというような状況である。

ただ、やはりそうは言ってもその慰労金というようにお支払いをするというのは少し違うかと考えている。慰労というところでは、その苦労を労うとか、その苦労を気遣い、慰めるというような意味合いがあると思っているが、こういったところについてはやはりこういった職場であっても、同じようにストレスを抱えながら今この社会状況の中で仕事、いろいろな様々な仕事がある中で働いている方がたくさんいると考えている。

そういった中ではやはりこちらの保育所や学童クラブで働く方に、こちらのほうの慰労金というものを支給するというようなところには、少し当てはまらないのかとは考えている。

安斉委員 9月議会では、陳情が出たときに確かに危険手当も当てはまらないとおっしゃったように記憶している。それで今度その慰労金にも当たらないと。しかし、先ほどの陳情者のお話では、それに似たようなふさわしいようなものが出ているのではないかというお話があったが、その辺りは実態つかんでいらっしゃるか。

植田子育て支援課長 他市あるいはその他区のほうで、こういったものが独自に出ているのかというところで、私どものほうも調べたところ、近隣市の中ではなかったが、練馬区のほうで今ではないかもしれないが、慰労金というような形で、手当を支給しているというような自治体はあったというところは認識している。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 4陳情第9号 新型コロナウイルス感染対策に関する陳情について、採択の立場から討論する。

本陳情は、新型コロナウイルス感染手当としての慰労金を保育所や学童

クラブで働く全職員に支給を求める陳情である。ただでさえ、保育は厳しい仕事であることに加え、今コロナのために消毒などの仕事に追われる、感染対策を取りながらも行事等の取り組みに多くの時間を割く、それから濃厚接触者を追わないことから、誰が罹患しているかわからずにその緊張感が増すなどストレスと疲弊の連続だと推察される。

この際、市内で保育、学童クラブの運営に従事する人たちに、漏れなく市として、手当を検討して実現することを望む。非常に言い方はあれなのだが、やはり気持ちの問題、気持ちがあるかと私は問われているような気がする。

以上申し上げ、採択の立場とする。

三階委員長
岸田委員

ほかに意見・討論はないか。

4陳情第9号 新型コロナウイルス感染対策に関する陳情について討論する。

このコロナ禍以前より子どもの命を預かるという責任の重さや、業務量と給料が合っていないということは指摘されてきた。そして、この新型コロナウイルス感染症の流行により、その乖離はより大きくなったものと捉えている。

私たちはこのコロナ禍で、エッセンシャルワーカーの皆さんの働きが生活を支えているということを改めて確認した。先ほど本多子ども青少年部長も、こういった子ども施設に関する働いている人たちが社会を支えてくれているといったものは同じ認識であるといったご発言もあった。多大な負担の中、社会を支える市の委託先のエッセンシャルワーカーに対し、市が慰労金を支給することは必要なことだと考え、採択での意見・討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

意見・討論なしと認める。

これをもって意見・討論を終了する。

これより4陳情第9号 新型コロナウイルス感染対策に関する陳情を挙手により採決する。

本件は、採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手少数)

三階委員長 挙手少数である。

よって本件は不採択すべきものと決した。

次、日程第3、4陳情第10号 保育士等の処遇改善に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いします。

陳情者(国領あかね氏) 国領あかねである。保育所、学童保育に働く職員の賃金の低さは、誰でもできる女性の仕事と子育てを軽く見られてきた結果だと思っている。その低さは国会でも取り上げられ、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業として、1人9,000円の賃上げがされた。それは保育という仕事が、社会を支えるためには必要な仕事だという認識が進んできたからだと思っている。

しかし、他職種と比べ、約9万円低いと言われているので、9,000円ではその1割にしかならず、実際は、陳情書にあるよう9,000円も上がらないのが実情である。保育園は、子どもが家族以外の社会と出会う初めての場所である。そこで、子どもたちは体だけでなく心も頭も発達していく。発達していく場所として、職員は、ただ見て遊んでいるわけではなく、体、心、頭の発達を専門的に学び、その環境を準備する専門家である。

しかし、勤務時間のほとんどは、保育に当たっているために、事務仕事や保育環境のための準備は勤務時間内にできず、持ち帰っているのが現状である。保育の最低基準は少しずつ変わってきた部分もあるが、4歳児、5歳

児は、制定されたときと同じ大人1人に対して30人と変わっていない。変更されたところも、実際の現場は今の社会状況を反映して、長時間保育の子どもがふえ、ゼロ歳児1対3が守られない朝夕の時間もある。もちろんほかの年齢も同じ状況である。

子ども一人ひとりの気持ちに寄り添った保育を常にしたいと思っ
ても、大人1人に対する子どもの人数が多く、子どもの気持ちに寄り添えないこともあり、そのジレンマがストレスになることもある。その中でも、子どもの安全・安心を守ることを最優先に働いている。

それに加え、コロナ対策、陳情書にもあるが、日頃からの厳しい労働実態に加え、常に安心・安全な保育を目指し、子どもたちの健やかな成長のために新型コロナウイルス感染防止対策の取り組みを行い、業務が大幅に増加している。保育施設で働く職員が心も体も健康で働けてこそ、子どもたちの安全・安心を守ることができる。保育士の仕事の現状が社会に広く知れ渡った結果、保育士の成り手も減り、保育士募集をしてもなかなか集まらない状況が続いている。保育施設が社会を支えていることが明らかになった今、保育施設で働く職員の処遇改善をするのは急務ではないだろうか。

多摩市として、東京都と国に対して、保育所、学童保育等子ども関連施設に働く職員の抜本的な処遇改善の実施の要請をしてほしい。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等があればお願いします。

本多子ども青少年部長 陳情の内容にあるように現在、国では処遇改善特例事業という名称の事業を実施していて、保育士等の処遇改善、処遇の向上を進めている。また、多摩市においても、今年度から市独自に処遇改善を行っていて、国基準以上に配置している職員に目を向けた処遇改善を行っている。

それと国では引き続き、保育士の皆さんの処遇改善を図るということで、現在、有識者の方の会議体を設置していて、議論を継続して進めている。そうした動きが進んでいるところである。

そうした中で、抜本的な処遇改善というようなご要望をいただいているが、抜本的なというこの内容も、具体的にどういうものかというのは不明確

であるが、そういった要請をするよりも、今後の国の対応の結果を踏まえてから考える必要があるかと所管部署では考えている。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員 本多子ども青少年部長のほうからお話もあったが、この処遇改善臨時特例事業として1人9,000円の賃上げという、その効果を多摩市の状況を見られて、どんなふうに見ていらっしゃるのか伺いたい。

植田子育て支援課長 国の制度が変わって処遇改善というところで1人9,000円というような文言が独り歩きしているような状況もあるが、基本的には3%ということで、国の基準に照らし合わせたら平均して1人9,000円というようなことで理解をしているというところである。

 こちらのほうについては、しっかりとその対象の施設に対して、対象者、勤続年数、こういったものを鑑みて、計算をして、保育所のほうにお支払いをしているというような状況である。

 したがって、その後に実際に働いている方に、しっかり1人9,000円が支給されているのかというところは、その辺はやはり勤続年数とか役職、そういったものも大きく関わってくるというところで、それぞれの賃金体系、こういったものがあるので、なかなかそういったところで人によってはその辺のところを実感として湧いている方もいらっしゃるし、なかなか湧いていないのかというような方もいらっしゃるかもしれないが、我々としては、国の制度にのっとった形で、しっかりと事業所のほうにはお支払いをしているというような状況である。

安斉委員 私も何園か保育園に聞いてみたが、これは本当に常勤保育士というか、いわゆる調理員とか事務職員の方たちなんかにはないわけである。だから、園によってはこれをいわゆる全員に行き渡るようにするというので、9,000円どころかそのお金も薄まるということを聞いている。

 それから、この国の対応をよく注視をしながら考えると本多子ども青少年部長のほうからお話があったが、こういう9,000円の、しかもみんな割ってやっていくとなっていくとすごく少ないわけなのだが、そういうことで改善がされないから、処遇改善は何かというやはり自分が実際お給料をもらって、ああ、去年よりもお金が上がったなという実感がないと処

遇改善にならないと思う。なのでやはり国の対応、もちろん働きかけをしなければいけないが、やはり市としても考えていただきたいということでこの陳情が出たのだと解釈している。

それから、この陳情の最後のほうに、多摩市として、東京都と国に対して保育所、学童保育等子ども関連施設で働く職員の抜本的な処遇改善の実施を要請をしてほしいと書いてある。市として要請をするという中に、全国市長会から要請をされている事実があるのかと思うが、毎年やられているのか今年度もやっていらっしゃるのか、その辺りを伺いたい。

植田子育て支援課長 我々としても市長会等を通じて国や都に、処遇改善というところでは引き続き働きかけているというような状況である。そういった中では、今回なかなか抜本的なところで、先ほども答弁あったが、何をもって抜本的なのかというところはあるが、引き続き我々としてはその処遇改善に関わる部分については、国や都に引き続きしっかりと要請をしていきたいとは考えている。

安斉委員 抜本的なというのは、保育や学童クラブもそうであるが、そこで働く人たち全てにやはり行き渡るようにお金をつけてほしいということと、それからはっきり言って金額のアップだと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 4陳情第10号 保育士等の処遇改善に関する陳情について採択の立場から討論する。

保育士の賃金が他の産業と比べて9万円も低いと陳情文に指摘されている。そのとおりである。その1割の9,000円が全国の保育所、学童クラブ職員に対応する包括的に補助金がついているが、しかし、事務職、給食調理員など全てが対象にはなっていない。そこで全職員で山分けをして、平等に行き渡るようにしている園もあると聞いている。これでは広く薄くなる。本当の処遇改善は、給料が上がったと実感できるようになることが必要である。本陳情は、議会として意見書を国などに送るようというふうな陳情

にはなっていないが、私の日本共産党の会派は、これは国に対する意見書を出してほしいという陳情だと捉えた。国の遅々たる処遇では間に合わない。

国や都に今こそ保育、学童クラブの処遇改善を求めることと併せて、市も何かしらの処遇改善のために対策を取るべきではないかと申し添えて、採択とする。

三階委員長 ほかに意見・討論はないか。

大野委員 4陳情第10号 保育士等の処遇改善に関する陳情について、フェアな市政を代表し、採択すべきの立場で討論をさせていただく。

先ほど審議した第8号、第9号に対して賛同はしなかったが、本来はこの第10号のように保育士の処遇改善こそが最も求められるべきものだと考えたからである。

陳情文中にあるように、保育士の負担や責任に比べて賃金が見合うものとなっていないことで、保育の仕事が選ばれにくくなっている状況がある。保育労働者が安心して働き続けられてこそ、安全・安心の保育を保障できるということをいかに公の責任としてやっていくのかということが求められていると思っている。この点を強く申し上げて、採択すべきとの討論とさせていただく。

三階委員長 ほかに意見・討論はないか。

石山委員 4陳情第10号 保育士等の処遇改善に関する陳情について、新政会を代表して、趣旨採択の立場で討論する。

子どもの命を見守る責任の重大さ、新型コロナウイルス感染対策など、日々の業務は多忙ゆえ、保育士等の処遇改善は課題である。それゆえ国も今年の2月に月9,000円の賃上げを実施してきた。また、今年の6月の市長会を通じ、国にも要望を出し、現在、国も賃上げの動きに向かっているので、今は国の動きをしっかりと見守っていきたい。

本陳情に対し、新政会を代表して趣旨採択の意見・討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論はないか。

斎藤委員 4陳情第10号 保育士等の処遇改善に関する陳情に関して壮士の会を代表して、趣旨採択の立場での討論をする。

子どもの健やかな育ちはいつの時代にも必要なことだと思っている。本

陳情では抜本的な処遇改善を進めることを国や都に求めるものだが、所管からの報告で市長会を通じて、処遇改善に関する要請を行っているということが明らかになった。

引き続き、国や都に対して働きかけをすることが重要だと思う。以上で趣旨採択の討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論はないか。

岸田委員 4陳情第10号 保育士等の処遇改善に関する陳情に対し、採択の立場での意見・討論をする。

本市では子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例を持っている市でもある。やはり子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益にかなった保育の質を担保していくためには、そこで働く人たちの生活が守られ、きちんと処遇改善されていくことが今必要なことだと感じている。

そのため、やはり制度をつくっている国に対し、しっかり市として要請を上げていくことは大事な視点だと考え、採択での意見・討論とする。

三階委員長 ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、趣旨採択すべきものという意見が2名である。

採択という意見が過半数に達している。よって、本件は採択すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議したい。この際暫時休憩する。

午前11時06分 休憩

午前11時06分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど採択すべきものとした陳情については、皆様のご意見を踏まえ、

執行機関に送付したいと思う。

続いて、日程第4、4陳情第11号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決定した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内での発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に陳情書に沿って発言をしてほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いします。

陳情者(国領あかね氏) 国領あかねである。昨年に続き、今年度も東京都の多くの自治体、また、多摩市内の保育施設でも、ゼロ歳児クラスの定員が埋まらないまま、新年度を迎えた施設が多数あった。

多摩市内の保育施設では、定員が埋まるまでクラスの数を減らしたり、定員を減らして、各施設、工夫をして運営をしてきている。その間、担任を持たない職員は、4月以降に入所してくるだろう入園児のために、施設内業務を行いつつ待機をしている。入所が埋まるまでは、その分の人件費は各施設の持ち出しの財源で賄っている。ゼロ歳児の公定価格はほかの年齢よりも大きく、定員が埋まらないことは財政にも大きく影響している。

来年度も4月の時点で、定員が埋まらない可能性を考え、定員変更へ向けて動いている保育施設もある。また、定員変更に伴い、職員の体制にも変更が生じ、余った職員は、他施設へ移動を余儀なくされる可能性が高く、多摩市内で働き続けられないことに不安を感じている職員がいる職場もある。

一度、定員を減らし、保育士を手放してしまえば、人材確保の難しい現状では、多摩市で子育てをし、入園させたいと希望する保護者に柔軟に対応できなくなる。東京都内では、先日本配りした資料を参考にさせていただきたいが、年度当初に定員に空きが生じた保育施設で、何かしらの補助を出しているところもある。

多摩市でプラスアルファの子育てを、子育てのしやすいまちを目指すならば、年度途中からでも希望者がすぐに入園できる状態にしておくこと、また、その運営を各施設に任せるのではなく、多摩市として補助を出し、支えていただきたいと思います。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あればお願いします。

本多子ども青少年部長 空き定員に対する補助の陳情、特にこのゼロ歳児の空きに対する陳情内容だったと認識している。

これについては昨年の12月になるが、認可保育園の園長会からこの件に関する要望書ももらっているところである。その要望について、現在協議を行っているという状況である。

まず、補助金ということではなくて実態に見合った定員にすることで、園の負担が軽減されるというような見直しを図っているところである。具体的には、園には子どもを受け入れる人数に応じた補助金の支給がされるわけだが、定員数が少ないほど子どもの1人当たりの補助金単価というのは高くなる仕組みになっている。それと一定数以上の水準の定員数になると、定員数の見直しを行っても単価が変わらないという状況があった。

そのため、定員の人数幅の見直しを行って、一定数以上の園でも、定員数を見直すことによって、その効果が出るような仕組みに変えたところである。まずはそうした取り組みの効果を検証した上で、さらに必要があれば、次の対策というものを考えていきたいと所管部署では考えている。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

斎藤委員 1つだけお聞きしたいが、この件に関しては当会派のしのづか議員も昨年の一般質問で取り上げさせていただいたが、そのときにも確認したが、そこから少し変わったところもあったということがわかった。市内のこのゼロ歳児から2歳児までの、今現在の空き状況などをわかれば教えてほしい。

植田子育て支援課長 今現在の空き状況ということである。認可保育所の10月入所分ということで9月1日現在ということでの数値になるが、こちらのほうは小規模とかそういったものを抜いた中では、ゼロ歳児が空きが14人、1歳児

が11人、2歳児が6人といったような直近の数字となっている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 これは本当に保育園の経営者には悩ましい問題で、聞いたところによる話なのだが、まず、4月のスタート時点でもう既に1,900万円とか1,800万円の赤字からスタートしなければいけない。そういう実態はご存じかどうかを伺いたい。

植田子育て支援課長 4月の時点というところになるが、やはりその規模の大きな事業所とか、その規模の大小によってもかなり大きな違いがあるのかと思っている。そういった中では、規模の大きな園で例えばゼロ歳児に空きが多く出たというところの場合には、少しその辺のところでは金額的になかなか厳しい状況になってくるのかとは認識してある。

ただ、先ほど子ども青少年部長の答弁にもあったとおり、市の単独補助金の改定というところを今回、見直しを行ったというところであるので、今後については、状況に応じて柔軟に定員等の見直しを図って、この辺のところの数値の改善を図っていければなと考えている。

安斉委員 確かに定員等の見直しを進めている保育園のお話も聞いてはいるが、しかしコロナが収まってきたかと思うとやはり赤ちゃんも入ってくると。また、厳しくなってくるともう少し減ったりするわけなのだが、大変その不安定な中だが、もともとと言えばコロナが収まった平常時であれば、おそらく保育の需要というのは私はあると思う。先ほど陳情者からあったが、定員を見直すということであれば保育士が減っていくわけだから、そういう中で再度今度ふえたときに、保育士の確保というのが非常に難しくなる。保育士も先ほど陳情者からあったが、その子どもの見方ということとか子どもの成長を手助けをしていくという、そういうところの専門的な力量が問われてくるわけで、それこそ営々と保育所で勤務する中で培われてきた保育のレベル、質をまた新しい保育士を探すというふうなことで落ちていくことになりかねないわけである。

それで陳情者から資料いただいて、私も見せていただいて、やはりゼロ歳児対応を各自治体がやっている。やはり先ほどもお話があったようにゼロ歳は一番その報酬単価が高いから、そこが減らされたら相当な痛手になる

わけである。

それで何うわけだが、すぐお隣の稲城市でも、保育所運営費委託（零歳児保育推進事業）、それから、ゼロ歳児の在籍児が前年度末の児童に満たなかった場合、その満たなかった児童に対して、15万2500円の補助をしている。

やはりこういう対策を定員の見直しだけではなくて、こういう対策こそやるべきではないかと思う。ほかのところでもそういう似たようなところがある。その辺りについてのお考えはいかがだろうか。

植田子育て支援課長 ご指摘のとおり東京都内23区、あるいは26市見た中では、やはり独自にこういった施策を打っているというようなどころもある、あるいはないようなどころもある。あるところについても、いろいろ事業所を限定をしていたりとか、開設後何年目までというところで、いろいろ各自治体も、状況に応じた対策を取っているのかと思っている。

ただ、やはりまず先ほどの繰り返しになるが、まずは我々の行った単価改正、見直しというようなところを踏まえて、考えていただいて、その上で、まだ必要があればというところを対策としてできればなど考えている。

また、こういった状況を見るとやはり多摩市だけではなく、東京都あるいは全国的にも、空き定員というところは問題になっているというところで報道もされている。そういった中では、市長会等を通じて我々としても東京都、あるいは国のほうに、要望しているような状況でもあるので、抜本的な、そういったところの改革というところでは、国、東京都のほうでも考えていく必要があるのかと思っている。

安齊委員 先ほどの植田子育て支援課長の答弁、今9月1日現在でゼロ歳児の空きが14人ではないか。これが4月がどうだったかとなると、4月はもっと多かったのではないかと思うが、それにプラス例えばこの稲城市のように児童数掛けるの15万2500円のことだから、多摩市でもやれないはずはないのではないかと思うが、お金としてはどれぐらいかかりそうな予測だろうか。

植田子育て支援課長 あくまで市が単独で補助を実施した場合の財政負担というようなところになるが、公定価格等をベースに計算して、試算をしたという状況の中

では、4月当初の空き定員ということで考えるとやはり40人強のゼロ歳児がいると、空き定員がいるということになるので、そういった中で計算するとやはりゼロ歳児だけ年間3,000万から4,000万円程度の財政負担がかかってくるのかと試算をしている。

安斉委員

この3,000万から4,000万円、それを高いとみなすか安いとみなすかだが、私はやはり長年この多摩市の保育を担ってきた社会福祉法人、民間保育所なのだが、市立は1つしかないから、そういったところから見るとこの子どもたちのために、それからまた保育士さんの確保のためにも、思い切った財政支援というか、それをして今のこの急場をしのぐ。これがまだ何年続くかわからないが、しかし、やはりこの今の本当に深刻な状態をクリアするためには、ぜひご検討をお願いしたいと思う。他の自治体がやっているところをよく研究されて、多摩市でできるところで、その可能性も探っていたきたいなと申し上げたい。

本多子ども青少年部長

今、子育て支援課長からゼロ歳児だけでも3,000万から4,000万円という話があった。保護者からしてみると、どの年代でも空いているということが望ましいと思うが、そうすると全ての年齢に対応すると、ゼロが1桁多くなるという、そんな状況になるかと今試算をしている。

また、認可保育園だけではなくて、空き定員で言うと認証保育所、それと幼稚園も空いているというような今状況があるので、そういった対象を広げるとさらにというところの負担はかなり1自治体では負担が重いかと思っている。

先ほど答弁にあったように、なかなか我々の自治体だけでは負担が賄えないので、国や東京都にもこの状況をしっかり訴えて、対応を図るようなそんな要望を今しているの、引き続きそういった強く要望をしたいと思っている。

三階委員長

ほかに質疑はないか。

岸田委員

先ほど植田子育て支援課長から10月の入所分に向けて14名ほどまだ募集があるというか、空きがあるといったお話なのだが、そちらの数値を見ると園に偏りがあるというか、園にばらつきがあると見たが、その点はなぜ

なのとか、あるいは前回学童クラブの陳情のほうで利用人数を見通すことがすごい難しいといったことが、説明であったと思うが、今コロナだったり少子化だったりというところで、利用を控えたりあるいは利用する子どもが減っているということもあるが、定員数を変えて対応していきたいといったこともあったが、やはり定員数でいうところは、利用人数の見通しがある中で、きちんとする中で定員数を変えることによって園のほうの経営もという部分があると思うが、この利用人数について今後どういうふうなきちんを見込みができていくのかという点について伺いたい。

植田子育て支援課長 私どものほうとしてもこの計画というのを持っていて、その中に定員の状況なんかというところも推移ということで見込みとして予測を立てている。そういった中で、利用定員の見直しというのは毎年行われるというようなところで、必要に応じて園のほうからもこういうふうにしたいが、どうだろうかというところで市のほうに協議、相談がある。

そういった中で、我々の人口推移だとかというところを見比べながら、そのまま受け入れるべきではなかったりする場合には、少し待ってもらったりとか、あるいはその人数を少し調整をしたりというところで、園側と協議をして、利用定員の変更等を行っているような状況になる。

先ほど、私のほうから、ゼロ歳児の空き定員というところで数字のほうを申し上げたが、やはりこの辺のところについては、地域によっての偏りというのはどうしても起こってしまう。やはり駅から近いとか駅から遠い、あるいはその自宅付近にある、なし、そういったところによっても大分変わってきているということもある。

私どもも今見た中では、比較的、駅から離れたところの園については、少しまだ空き定員が出ているような状況があるかとは捉えている。

岸田委員 保育園の場合だと特に通う理由が様々あると思うが、やはり緊急を要する子どもも受け入れているというような現状もあると認識している。やはりそういう子どもがもし出た場合は、もちろん定員がオーバーした場合でも受け入れていただいていると考えているが、そういった場合やはりある程度空きもきちんとあって、人材が確保されていた上での受入れと、やはり定員はいっぱいだが、受け入れるといった場合、園側の余裕というものにも関

係していくのかと思うが、その点についてどうなのかというのを確認させてほしい。

植田子育て支援課長 ある程度やはりその年間を通じて、子どもを受け入れられる状況というのは大事かと思っている。そんな中で我々としても、この認可保育所だけではなく認証保育所であったり、あるいはその定員に達していた場合であっても、例えば定期利用の保育をご案内をしたりとか、いろいろな手法で、その人に合った状況、保育の提供というのをご案内をしているというような状況であるので、そういった中で様々な方に預けられる状況、環境というのを整えていきたいなと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 4陳情第11号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情について、採択の立場で討論をする。

市内の認可保育所のほとんどがゼロ歳児保育を行っている。一番お金がかかる年代がゼロ歳児保育である。コロナ感染拡大により、4月のスタート時に1,800万とか1,900万円の赤字を抱えたままの状態からスタートしなければならない保育園もある。また、子どもが登園しないだけでなく、今、産み控えというのも生じている。保育所は子どもがいなかったとしても、子どもが保育所に入所していなかったとしても、職員の定員枠の人数は確保しなければならない。市の委託事業である限り、この問題には、市にも私は責任があると思う。

市として、4月当初から赤字補填分を検討していただきたい、そのことを申し上げて、採択とする。

付け加えると、陳情者からいただいた資料にも、都内23区26市の約半数が補助金を出す等の対応を行っているという事実があるので、十分検討していただきたい。

三階委員長 ほかに意見・討論はないか。

大野委員 4陳情第11号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情に対して、

フェアな市政を代表し、趣旨採択の立場から簡潔に討論させていただく。

いろいろ今安齊委員からのお話もあったように陳情者からの資料などもあって、実際の補助の事例なども紹介はあった。ただ、一方で、先ほど市側のご説明にもあったように、実際に補助を行う場合の財政的な負担ということについても、全くそれを無視していいとも思わないし、また、子ども青少年部長がおっしゃったように、本陳情ではゼロ歳児ということが趣旨として挙げられているが、全ての年代に対して対応するというのも当然ながら考えていかなければいけないというのもそのとおりだと思うので、いろいろな状況を勘案しながら、物事に取り組んでいただきたいという思いで、趣旨採択という態度を取らせていただく。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

斎藤委員

4陳情第11号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情について、壮士の会を代表して、趣旨採択の立場での討論をする。

令和4年度の入所状況下で、市内広い範囲でゼロ歳児の空きが生じているということがわかった。特にゼロ歳児で空きが出たことに対する保育所運営への影響は大きく、配置に関わる人件費も他の年齢に比べて高いことから、ゼロ歳児が充足しなかった場合の運営を保障する何らかの対策が必要だと思う。

昨年の3月に、園長会からゼロ歳児保育推進加算の復活についての要望が出ていたと記憶している。ゼロ歳児保育推進加算制度は適用される期間は制限されるものだが、ある程度の猶予を持ってきちんと保育環境等を整備していくことで、年度途中で子どもが生まれたとしてもきちんと預かってあげられる環境をつくっていくことが望ましいと思っている。

都内でも保育士加算、ゼロ歳児保育推進加算として、市単独の補助を実施している自治体もある。このような対策を講じることで、継続的な運営が保障され、待機児童対策を市とともに推進することが可能になると思う。

以上をもって趣旨採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

岸田委員

4陳情第11号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情について討論する。

ゼロ歳児の定員割れがあることは、経営や人材確保に大きな影響があるといったことは理解した。多摩市も定員数を見直すことによって、また、それを園側と丁寧に話し合っていて決めているといったお話もあったが、そのことで対応しようと考えておられるようで、それも続けていってほしいし、そうしてほしいが、やはり陳情にあるように、子どもや保護者が保育施設に入園したいときに空きがあるということは大事な視点であり、子育て支援に大きな役割を果たしていると考えている。

そのためにも定員割れは経営に、人材確保に影響が大きいゼロ歳児に対しては、定員分の何かしらの補助が必要だと考え、賛成での討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

石山委員

4陳情第11号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情について、新政会を代表して、不採択の立場で討論する。

先ほど、所管からも説明があったが、年度初めの入所児童数定員分の空きは目立つものの、現在は埋まりつつあり、まずは定員分の見直しを行っていただき、その上で足りないようであればゼロ歳児の加算を考え、調整を行っていただければと思うので、本陳情に対し、新政会を代表して、不採択の意見・討論とする。

三階委員長

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が2名、不採択すべきものという意見が1名である。いずれも過半数に達していない。

よって本件は審査未了となった。

日程第5、第87号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。これより市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 よろしく願います。ただいま議題となっている第87号議案について、提案の理由を申し上げます。

パルテノン多摩は大規模改修工事を経て、本年3月にプレオープンし、4月1日からは会議室、練習室やコミュニティラウンジなどの一部貸し施設の利用が開始され、7月1日にはグランドオープンし、大ホール、小ホールを含めた全貸し施設の利用を開始されたところである。

また、令和4年3月に多摩センター地区活性化の実現に向けて、多摩中央

公園内施設等が連携する多摩中央公園・多摩センター連携協議会も立ち上がり、多摩中央公園改修整備運営事業を担うTAMAセントラルパークJ Vが、その事務局を担うことが決定した。

当該協議会の運営に当たって、事務局スペースや活動拠点が必要であることから、スペースが確保でき、位置的にもふさわしいパルテノン多摩5階コミュニティラウンジが活動拠点の候補となった。ついては、令和5年度から、コミュニティラウンジは貸し施設の利用を停止し、当該協議会等の専有利用としたいため、多摩市立複合文化施設条例に規定している貸し施設からコミュニティラウンジを除くための改正を行うものである。

詳細については、宮崎文化施策担当課長から説明をする。

宮崎文化施策担当課長 それでは、多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定について、詳細についてご説明をする。

繰り返しになるが、条例改正の内容は、コミュニティラウンジを施設に係る事業料金の対象から削るものである。削る理由だが、令和5年4月以降、貸し室で利用していたコミュニティラウンジを多摩中央公園・多摩センター連携協議会、いわゆるCMAの活動拠点へと用途変更するためである。

これまでの経緯についてご説明する。まず、複合文化施設条例の改正の経過について説明をする。

複合文化施設条例は、施設に係る利用料金に関して、ここで削るコミュニティラウンジ、旧シティサロンと呼ばれていた場所なのだが、その部屋を含めて、令和2年3月に改正をしている。令和2年9月にパルテノン多摩第6期指定管理者の選定を行っているが、その際の指定管理者管理基準の中に貸し室となる部分を記述する必要があったことから、条例改正はそれより以前に改正する必要があったため、令和2年3月に改正したということとなっている。

次に、コミュニティラウンジを多摩中央公園・多摩センター連携協議会、CMAで使用する経過について説明をする。

令和3年1月に、多摩中央公園改修整備運営事業の公募実施に当たり、公募設置指針と要求水準書を市として決定し、公募を開始した。要求水準書にはコミュニティラウンジの一部をパークセンターとして利用できるものと

し、その場合は多摩中央公園・多摩センター連携協議会の活動の場とすることとしていて、その内容については、所管課で調整を経て記載したものとなっている。

なぜこの時期に、ここで条例改正をするのかということについて説明をする。

多摩中央公園・多摩センター連携協議会事務局を担うTAMAセントラルパークJVから、多摩中央公園改修整備運営事業公募設置等計画が提出され、令和4年6月にその計画が認定された。そして、令和5年4月から事務局での利用が始まることから、貸し室の予約を停止する必要があるとあって、予約開始が令和4年11月となることから、それ以前に改正しなければならないため、ここで議案として上程させていただいたものである。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員 議案説明のときに、3月までは借りることができるというお話だったが、現状、利用実態というのはどうなのだろう。あるいは3月までの間に、何かご予定があるのかどうかということも併せてお答えいただけたらと思う。

宮崎文化施策担当課長 今のところコミュニティラウンジに関しては、貸し室で貸し出しをしているところなのだが、予約についてはあまり実はなくて、週に1こま程度が予約があるような形となっている。それ以外に特に指定管理者側で使うというような予定は今のところない。

大野委員 そういった実態だから、大きな影響はないのではないかとと思われるわけだが、一応これの代替については、代替をどういった場所に、あるいは別にここまでのスペースはなくても同じパルテノン多摩のほかの部屋で大丈夫だと見ているのか、あるいは全く別のそういうものを例えばご紹介とか、もしご相談があればするようなことを考えているのか、あるいは別にそんなことを考えなくても済むような状況なのかということについて、お尋ねできたらと思う。

宮崎文化施策担当課長 先ほどご説明したとおり、そこまでの利用が今ない状態です、その上で第1会議室であるとか第3、第4会議室は結合して使えるといったところ、あとオープンスタジオもあるので、結構、改修前よりも貸し室の状況はかなり充実しているような状況であるので、そちらのほうに移って

いただければ特に問題はないかと、そういったように考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 今後、TAMAセントラルパークJVが事務局として使われていくようになるかと思うが、これは何かそういう賃貸契約というか、賃料を取ってやるのか、それから、ずっとそこで利用し続けるようなもう固定されたものになるのか、その辺りを伺いたい。

宮崎文化施策担当課長 利用料、使用料については減免としている。いわゆるCMA業務という形になっているが、それを行ってもらうことに当たり、マーケットサウンディングにより応募候補者の意向を調べた中で、事業者のほうから費用面では難しいとの意見もあった。また、多摩中央公園エリア全体のにぎわい創出、それから多摩センター地区の活性化の寄与という、そういった公共的な目的を総合的に庁内で検討し、減免としたところである。

また、その使われる期間なのだが、当初TAMAセントラルパークJVのほうから事務局を担うという形で、指定管理が昨日生活環境常任委員会のほうで指定管理者ということで指定されたという形になると思うが、その中で指定管理の始まるまでは委託という形で使って、その後、指定管理者としてその場所をCMAの事務所として活用するという形で決まっておると聞いている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 文化施策担当課長のご説明で令和2年度の3月に一度、条例のほうの改正が、指定管理者の関係でされたということだったが、本来であればそちらの条例改正のときに、TAMAセントラルパークJVのほうがもう使うといった見通しのほうが立っていたのならば、そういうふうにしたほうがよかったのではないかと思うが、なぜそのときの改正には入らなかったのか。

また、こちら今は多摩中央公園・多摩センター連携協議会というふうな名称なのだが、CMAと呼ばれていたりだとか、あるいはここには附帯決議で多摩センター地域全体のさらなる活性化につながるように工夫してほしいといった中で生まれてきたのだと思うが、同じく附帯決議のほうには、市民へ説明責任を果たすことといったことも書いてあるが、これまでどのような説明をされてきたのかという経緯と一緒に教えてほしい。

宮崎文化施策担当課長 それでは、まず1つ目のところで、令和2年3月にコミュニティラウンジのほうが発し室にしなければよかったという話なのだが、その時点ではまだ決まっていなかったというところである。その後、令和2年8月に、多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会というのが立ち上がって、そういったところの準備会のほうの話、それと庁内の調整の中で、その拠点、キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会が、その後の多摩中央公園・多摩センター連携協議会に令和4年3月になるが、そういったところも踏まえて、その拠点として望ましい場所というところではコミュニティラウンジではないかということが令和3年1月までの間に決まったということである。

あと周知の話については、公園緑地課長のほうからご説明する。

長谷川公園緑地課長 CMAの周知といったところで、所管課の私のほうからご答弁をさせていただきたいと思う。

委員おっしゃったとおり、附帯決議の中できちんと市民のほうにも周知いただいてというところをご意見としていただいたところである。周知といったところでは、多摩中央公園の事業者が決まって提案内容を本年1月に、提案内容の市民説明会を実施した。その中においても、クリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けて、公園全体を創造的なキャンパスにするために7つのプレイスと呼ばれる施設やエリアの位置づけを行うこと、また、それらが連携するための活動を支援するコア組織として、今回の旧シテイサロンに設置するクリエイティブ・キャンパス企画室を置くというふうな旨を、絵にも描きつつ説明をさせていただいた。

しかしながら、今まだCMAの具体的取り組み内容、活動内容というふうなところは十分に定まっていなくてあるところもある。そうした中で、CMAをやるという漠然とした周知もなかなかわかりにくいといったところもあろうかと思う。今後に向けては、連携事業を実施していく中で併せて取り組みのご案内、あるいは市民の方自らのご参加といったところも呼びかけていく中で、効果的な取り組みの周知を図っていきたいと思っている。

岸田委員 先ほどの質疑の中では、今のところ5階のコミュニティラウンジのほうはあまり利用がないということだったが、ラウンジのほうもすごくきれい

になってホームページ等を見ると、軽運動ができるような広さだったりとか、軽運動ができる幅広い活用が可能だったりとか、専用のお手洗いだとか給湯室も備えて利便性も高いと書かれていて、本当に位置も見るとグリーンライブセンターのほうに行きやすいという場所もあって、今までは使われていないといった状況もあったかもしれないが、やはりここで一致できると思うのは、コミュニティラウンジは利用は少なかったけれども、重要な価値のある場所だというふうな認識は一緒だと思う。

これからこのスペースが、連携協議会の事務スペースのほうになっていくための今回条例改正なのだが、やはり今後どのように使われるのか、貸し室のときは市民の方も使えるが、今後市民の方が全く入れないような場所になるのかとか、そういったことも含めてどのように使われていく予定なのかといったところ、あと協議会は先ほど公園緑地課長も説明してくれたが、市民説明会をして、そういった部分で何をしていくのかというのをお話ししたという部分もあるが、最後のほうに市民の方が入って活動できるといったところもあったが、その点もう一度お伺いしたい。

長谷川公園緑地課長 まず、1点目のこの旧シティサロンの使われ方といったところであるが、事業者の提案の中では、ここにクリエイティブ・キャンパス企画室と題したクリエイティブ・キャンパスの取り組みを進めていくための専用の組織をそこに設けるというふうな提案をいただいている。

その中では、クリエイティブ・キャンパスの取り組みを進めるためのコーディネーターを配置するというふうな内容でいただいている。そのコーディネーターの事務スペースだけではなくて、クリエイティブ・キャンパスの企画、あるいは、後段おっしゃっていただいたが、市民の皆さんがそういった企画に参加、あるいは活動するためのスペースも設けていくと伺っていて、事務室だけではなくて、市民の皆さんが参加、活動するに当たってのスペースとしても使っていただくというところで、広くオープンなスペースになるのかと思っている。

また、今後の後段のところの市民の皆さんの参加といったところでは、今このCMAの取り組み、今年度の3月に連携協議会ということで設立をして、今協議会等を重ねながら取り組みを進めているところである。その第

1弾としてパルテノン多摩のグランドオープン時に、連携協議会のイベントなんかも実施させていただいている。

その第2弾というふうな形になろうかと思うが、今まで多摩中央公園の取り組みの中で実施していたプレイスメイキング社会実験、こちらのほうをこのCMAの取り組みと連携して、今までプレイスメイキングに参加いただいていた市民の皆さんと一緒に実施するようなことも考えている。そういったところを通じて、市民の方と一緒にあった取り組みというのを今後も進めていきたいと思っている。

岸田委員 多摩中央公園のほうはまだまだ工事しているところもあって全てが動き始めたという状況ではない中、やはり連携協議会が何をしているのかというところをこれからも丁寧に市民の方に、すごい片仮名もたくさん出てきて、なかなか理解が難しいという部分もあるし、これからしていきたいという話で、なかなか説明を聞いても市民の方も思い浮かばないというようなところもあると思うので、丁寧な説明をお願いしたいが、その点について最後確認させてほしい。

長谷川公園緑地課長 まさに片仮名だけ言われてもわからない方もいるので、CMAの取り組みってこういったものなのだという伝え方が一番効果的かと思っている。そうした中で、先ほど触れさせていただいた、まずはプレイスメイキングの実施といったところで、CMAの取り組みを徐々に理解させていただくような周知も図ってまいりたいと思っている。

また、ここで多摩中央公園のJ Vのほうで、多摩中央公園の専用のホームページを立ち上げたところもある。そうした広報ツールも充実化させていくので、おっしゃられたような丁寧な周知というところは、引き続き取り組みを進めていきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第87号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第6、第88号議案 多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 第88号議案について提案の理由を申し上げる。

現在、ゼロ歳から義務教育までの子どもを対象に医療費の助成を行っているが、令和5年4月から東京都の補助制度も活用し、新たに高校生世代の年齢に対象範囲を広げるための条例改正になる。

改正内容としては、これまでも行っている義務教育就学児医療費助成制度、いわゆるマル子の制度を高校生世代にも広げる内容となる。高校生世代まで制度の拡充を行うことで、高校生世代は、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期であり、医療費を助成することにより、保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育て支援に資することを目的として実施するものである。よろしく願います。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。
この際暫時休憩する。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員 18歳までの医療費無料化の実現というのは、都民の大きな願いでもあったわけである。今回都が所得制限ありではあるが、来年度から踏み出したということで、実は共産党都議団は18歳までの医療費完全無料化の条例提案もしてきたわけなのだが、残念ながら議会でも全会派で一致が得られ

なかったわけなのだが、今回、都がこうした一部制限はあるとはいえ、18歳までの医療費無料化に踏み出したその理由について、先ほど市の考えはわかったが、都の考えを市はどう捉えているのか伺いたい。

植田子育て支援課長 こちらのほうの制度は都の制度というところで、都の考えとしても多摩市と同じと捉えている。やはり高校生の世代というのは健康づくりの大切な時期であり、自身の判断で医療機関等を受診する機会というのもふえるということで、自身の健康をコントロールし、改善できるような取り組みは重要だと考えている。

また、このような大切な時期にある子どもを育てる保護者に対しても、必要な受診が、金銭面での負担になり過ぎないように、医療費を助成するものであり、こうした子育ての支援のための施策・制度ということとしては、多くの対象の方の負担軽減となると捉えている。また、東京都の制度としては、児童手当に準拠する所得制限というものを設けているが、多摩市としては、公平性の観点から所得制限をなくして、全ての子どもたちが医療費助成の対象となるような制度設計ということで今考えている。

安斉委員 23区、それからこの多摩市も、それぞれの自治体の独自の上乗せで、今回所得制限もない無料化が実現したということは大変評価できるかと思う。

それで実は23区のほうは窓口負担の200円、これもたしか区の補助の上乗せの中でなしになったと思う。多摩市はまだこれが残っているわけなのだが、その解消について都に私は働きかけるべきだと考えるが、その点についてのお考えを伺いたい。

植田子育て支援課長 こちらの自己負担の200円というようなところについても、制度設計の中で我々も検討してきたが、仮に義務教育就学児、マル子のほうと合わせて撤廃した場合、やはり新たに多額の経費がかかるということで、恒久的にそういったお金が発生するということではなかなか独自では難しいのかと思っている。ただ今おっしゃるように、先ほどの所得制限超過の部分とか、今言ったその自己負担の200円というような部分については、引き続き東京都等にも財政負担のところは要望していきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 第88号議案 多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場で討論する。

18歳までの医療費無料化については、都民の願いを受け、共産党多摩市議団も東京都議団も議会で取り上げてきた。都議団は18歳までの医療費完全無料化の条例提案も提出をしてきたところである。

来年度から実施される都の制度は、所得制限と窓口一律負担を残したものの、区部では、区の上乗せで子どもの医療費の完全無料化が実現することになり、また、多摩市でも市の上乗せで無料化が実現することになる。200円の窓口負担というものは残っている。都は財源を区市町村任せにせず全ての子どもの医療費を無償化すべきだと考える。市としても200円の窓口負担をなくし、完全無料化を目指していただくよう申し上げて可決の討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ可決すべきものという意見が1名、よって、これにより第88号議案 多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

三階委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第7、所管事務調査 GIGAスクール構想についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和3年6月17日に所管事務調査として位置づけた。所管事務調査に位置づけてから、これまでの間、市内の小・中学校への児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況について調査し、その後、千葉教育長と多摩市の状況と今後のビジョンについて意見交換を行った。さら

に、1人1台端末の導入の政策をめぐる課題について講師を招いて勉強会を行ったほか、ICT教育における先進的な取り組みを行っている区内の小学校の視察を行い、学びを深めてきた。

そして前回6月24日の子ども教育常任委員会の協議で、さらに先進市の視察などを行うことが確認されている。今後視察を行った後、今まで調査した結果を整理し、報告書としてまとめる方向で進めていくことにご異議はないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告するということが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については、委員長に一任いただきたいと思います。

これにご異議はないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたい。また、本所管事務調査については、閉会中の継続審査の申し出をしたい。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第8、行政視察についてを議題とする。

本件については、本委員会が調査中の所管事務調査に資するため、委員会として現地の視察を行いたい。前回6月の協議会では視察を実施すること、及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後、調整の結果、11月に市内小・中学校と文部科学省への行政視察に伺うこととした。

よって、委員の派遣について議長に申し出をしたい。

これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。

それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書案のとおり、委員の派遣については、場所及び日時は、1、南鶴牧小学校及び落合中学校については、11月1日午前9時から。2番、文部科学省については、11月10日午後1時半から。目的は所管事務調査に位置付けている「GIGAスクール構想について」の議論を進めるにあたり、タブレット等のICT機器の活用実態を調査・研究し、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備が進められるようにするということである。

経費は、2番の文部科学省については、約7,000円となる。

以上の内容で実施することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。

日程第9、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにした。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午後 1時11分 休憩

(協 議 会)

三階委員長

ここで、協議会に切り替える。

それでは、1番の多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の愛称についてである。

齋藤文化・生涯学習推進課長 どうぞよろしく願います。

それでは、ただいま議題になった多摩市立市民活動・交流センター及び多摩市立多摩ふるさと資料館の愛称について、私からご説明したい。恐縮である、協議会資料の1をご覧ください。

こちらの中で、資料の文章に書いているが、本施設については、この春、4月1日にオープンをした。市民活動交流センターという機能と多摩ふるさと資料館という2つの機能を有しているものであって、多摩市民の方に未永く愛されて、多くの方に親しみを持って利用していただきたいという

ところで、今回、愛称を決定するというところをご説明させていただきたいと思っている。

愛称の決定方法については、二通り考えているところである。まず、1つ目の視点になるが、市民活動交流センターについては、指定管理者のコーディネートのもとで市民参画による運営を目指した「市民活動・交流の場」であり、こちらで交流を生み出す取り組みとして、愛称の候補作品選出に利用者の参加をお願いしたいと考えているものである。

もう1点が、多摩ふるさと資料館の視点からであるが、こちらからは、文化財保護審議会と学びあい育ちあい推進審議会に候補作品の選出をお願いするというところである。

スケジュールについては、2番目に書いてあるとおりである。周知についてはもう既に行っていて、募集が、実は本日から行わせていただいているところである。本日から約1か月間、募集をさせていただくということである。

この1か月間の募集で出てきた愛称の案については、候補作品選出ということで、10月中旬から下旬に案を取りまとめて、その下に投票とあるが、11月10日から12月9日まで、ほぼ1か月間を使って利用者の方々に投票していただき、決めていただきたいと思います。上のほうにちょっと戻っていただくが、愛称募集は応募箱やはがきやインターネット、いろいろな形で応募していただくというところを考えているが、投票については、市民活動交流センターに投票箱を設けて、利用される方に投票していただきたいと思っている。

なお、この投票の期間においては、北貝フェスタというイベントもあるので、ご来場者の方にも投票もしていただきたいと考えている。

愛称については、令和5年1月に決定をしていきたい。結果の公表は、広報に合わせて3月20日に行っていきたいと考えているところである。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員

まず、お伺いしたいのは、これはそもそもオープンの前にはこういう話というのはなかったのかというところをまず確認したいと思う。愛称を決めるといえるのは、もともと確かに仮称何とかとつくる前からそういう話は

あったが、いつからこの愛称をつけるという話は決まったのだろうか。

古谷くらしと文化部長 前職だったのでお答えさせていただきたい。

愛称を決定をしていくということは、今年のちょうど6月の子ども教育常任委員会の際の協議会案件でも報告をさせていただいて、開館した後、施設の愛称を決定をしていくということで、ご報告をさせていただいているところである。

大野委員 申しわけない、うっかりしていた。

もう1点お伺いしたいのは、この施設は中にある機能が2つあるのでそれぞれに愛称ということなのだが、統一した愛称という発想はなかったのだろうか。

齋藤文化・生涯学習推進課長 私の言葉がちょっと足らなかったので申しわけなかったが、今回募集している愛称について条件が3つある。誰もが覚えやすく親しみやすいもの、2点目としては、市民活動交流センターと多摩ふるさと資料館の機能や特徴を踏まえたもの、また、3点目は、未来へと、人も文化もつなげる場をイメージできるものということになっているので、別々に愛称を分けるというところではなくて、複合施設として1つとして、1つのものとして愛称を募集するものである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次に、2番のパルテノン多摩グランドオープン以降の運営状況についてである。

宮崎文化施策担当課長 それでは、協議会資料の2番目をご覧ください。

パルテノン多摩のグランドオープン以降の運営状況についてということで、パルテノン多摩は7月1日にグランドオープンし、事業が本格的に開始されたところである。ついては、グランドオープン以降に実施された指定管理者による事業を中心とした、指定管理基準で規定した6つの事業分類に関して、実施実績や今後の予定等を報告させていただく。

まず、1点目、文化芸術鑑賞事業である。こちらのほうは様々なジャンルで良質な鑑賞機会を提供することで、身近に文化芸術に親しんでもらう場

の提供のほか、未来場者層を呼び込むといったところである。これまでの実績として、こちら8月末までなのだが、音楽、演劇等で合計の16事業24公演を実施している。今後だが、9月から11月までの予定が決まっています、17公演を実施予定である。

こちらのほう、4ページ目に一覧で示させていただいている。太い線が16番目の下に引いてあるが、そこがこれまでに実施した事業でこちらのほうで説明させていただいた16事業24公演。その17番目以降が9月以降に実施されるものということで13事業17公演ということである。

2番目、文化芸術体験事業。こちらは、実際に体験してもらうことで、関心向上を目指し、その結果、自ら継続して文化芸術活動を行う市民をふやすものということで、これまで、子ども向けにジュニアバレエビギナー講座。それから、演劇公演として「気づかいルーシー」、9月、先週の土曜日に行った公演だが、それと連動した親子向けのダンスワークショップ。それから朗読公演「夏の雲は忘れない」にて、小学生の子どもたちがベテラン女優と共演をしたということである。今後は「パル多摩エコールエレガンスストレッチ講座」や、「Sound Theater2022 1」にて子どもたちと合唱企画を予定している。

3番目、郷土文化普及公開事業。こちらは、多摩市の文化、歴史、民俗、自然科学等について、学習支援プログラム、市民協働プログラム及び育成事業を実施するほか、広く市民に公開するための展示事業を実施し、次代に継承するものである。

次のページになる。1つが2階のミュージアムの運営ということで、こちらのほうはミュージアムガイドツアー等を実施している。

もう一つが特別展示等の実施で、これは50周年記念展示と連動した企画ということで、「原画と民具で見る『やとのいえ』」、「地域の宝物あつめ」、「多摩市50年のあゆみ」の3展示を実施した。

そして、市民学芸員制度が本格的に稼働しているということで、市民学芸員の活動は、月1回基本的な定例会と、それから、6つの班にわかれて、不定期で集まり、研究や企画の活動を行っている。それ以外に先ほどの50周年記念展示等で、学芸員の労力が足りないときに業務のサポートをしてい

ただいたりをしている。

今後なのだが、古文書の講座のコースであったり、あとはみんなの植物観察会等を実施していく。

4番目、市民活動支援事業。こちらは、市民の文化芸術活動の支援や文化芸術活動を担う人材の育成に関する事業の実施を行い、市民自らが地域の文化を高めることを推進するというので、これまで多摩市の合唱祭の支援であるとか、あと、市民団体活動支援事業というのがあって、こちらのほうはホールを使うときの費用負担に関するところなのだが、令和3年度中に既に公募を実施していて、現在、令和5年度の市民活動支援に向けて調整中という形である。

今後なのだが、多摩管弦楽団の定期演奏会や、シネマフォーラム等の支援を予定している。また、令和6年度に向けて、市民活動支援に向けた対象事業を公募予定ということである。

5番目が、地域活性化事業。こちらは、多摩中央公園・多摩センター連絡協議会に参画し、連携事業等の取り組みを実施するということである。これまでの実績としては、グランドオープンのときの7月の館外での事業の実施であるとか、あと8月に実施された、ちゃぷちゃぷ池に当たったの事業実施の協力をしている。

今後なのだが、連携協議会の事務局が、先ほど議案のあったところなのだが、パルテノン多摩5階のコミュニティラウンジに設置される予定ということである。

最後のみんなの広場事業。こちらは、オープンスペースを広く開放しつつ、多様な人々が集い、交流し、にぎわう「みんなの広場」として機能させる日常の居場所事業を実施するということである。これまで、自動演奏楽器のロビーコンサートを毎月大体2回程度実施している。

あと今後だが、2階及び4階のオープンスペースにおいて、フリーWi-Fiを設置する予定という形になっている。これまでの実績の人数だったりというところはまだ集計中であるので、速報ということでこちらでご説明をさせていただいた。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 今ご説明いただいた人数などは今、集計中ということなのだが、大体目安として、例えばこれまでのものはいつぐらいにわかるとかというのはあるか。

宮崎文化施策担当課長 8月中までのいわゆる公演事業等についてはおおむね出ているが、ただ、正確ではないので、独り歩きするとあれなのでということで、今控えさせていただいているということである。

大野委員 正式には決算にならなければということなのかもしれないが、また、どこかのチャンスがあれば、おおよそでもいいので、どこかの機会でまた教えていただけたらと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次に、3番目の多摩東公園庭球場早朝利用の拡大についてである。

私市スポーツ振興課長 協議会資料3番をご覧ください。

多摩東公園庭球場早朝利用の拡大について、報告させていただく。多摩東公園での庭球場利用について、夏場の熱中症対策、施設の利用促進、利用料収入の増加を目的として、7月から9月の早朝6時から8時の間の利用を令和4年度から本格実施している。

新たに、4月から6月の期間の早朝利用について、本年実施した試行結果を踏まえて、令和5年度より、4月1日から9月30日までの早朝利用を本格実施することを決定したので、報告させていただく。

これまでの経緯としては、昨年の7月から9月まで早朝利用の試行実施をさせていただいた。昨年の12月に、庭球場における早朝実施枠検討を規定した屋外スポーツ施設管理更新計画を策定させていただいて、令和4年2月、試行結果を踏まえて、7月から9月の早朝利用の本格実施と4月から6月の試行実施を決定させていただいた。今年の4月から6月の早朝利用の試行実施をした。

試行実施の結果なのだが、収支に関しては、雨天等で利用できずに還付した後の収支においても、各月とも黒字の収支となっていた。需要の方面から見ても、早朝時間における稼働率が一定の需要があることが確認が取れた。

具体的な数字は、以下の表に書いている。

周辺住民への影響なのだが、この2回の試行実施において、近隣住民から騒音等による苦情はなく、運用上の課題は特に発見されなかった。

対象施設は、住居に近接しない場所に立地していて、なお、管理人が常駐している。あとは時間外や無許可の不正利用を防ぐことができる多摩東公園庭球場の砂入り人工芝6面、クレー1面の計7面とさせていただいている。ただ、壁打ちコートの2か所は、通常のコートと比較して騒音が大きくなることが想定されるので、早朝利用実施帯の対象外とさせていただいている。

実施の開始時期は令和5年4月1日以降から、早朝利用を開始したいと思っている。

今後の予定として、令和4年9月に市ホームページ、指定管理者ホームページに情報公開させていただいて、令和5年1月にたま広報、施設掲示等により、市民・利用者への周知を図ってまいりたいと思っている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれにて終わりたい。

続いて、4番のスポーツ施設におけるキャッシュレス決済導入についてである。

私市スポーツ振興課長 それでは、協議会資料の4番をご覧いただきたい。

スポーツ施設におけるキャッシュレス決済導入について、報告させていただく。令和5年度に導入を検討しているスポーツ施設におけるキャッシュレス決済導入について、検討の状況を報告する。

今回のこの目的なのだが、オンラインでのクレジットカード決済(オンラインキャッシュレス)及び窓口支払いにおけるキャッシュレス決済(窓口キャッシュレス)、この2種類のキャッシュレス決済サービスの提供を行うことで、スポーツ施設の利便性を高めてまいりたいと考えている。

経過及び現状としては、令和3年4月、多摩市スポーツ推進審議会より、キャッシュレス決済について研究すべきとの答申をいただいて、令和3年12月にキャッシュレス決済導入検討を規定した多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画を策定した。広くキャッシュレス決済が普及していて、利用が

一般的になっていること。屋外スポーツ施設利用者を中心にオンラインを含めたキャッシュレス決済導入を求める市民意見が複数届いていることがある。

屋外スポーツ施設（野球場・球技場・庭球場等）の多くは管理人のいない無人施設となるので、現在、利用者は、施設の利用の料金の支払いのためだけに、総合体育館等の施設に出向かなければならない状況がある。

導入案としては、以下の表のとおり、オンラインキャッシュレスを総合体育館・武道館、温水プール、野球場・球技場・庭球場で利用できるようにして、陸上競技場は、予約システムを市民に開放していないため、窓口キャッシュレスのみを実施したいと考えている。

大谷戸公園キャンプ練習場は、事前の支払いではなくて、当日現地にいらっしやった方の人数とか、結構雨とかで人数が変更になることも多いので、現地利用の当日支払いのみのため、このような形にさせていただいている。

総合体育館・武道館、陸上競技場及び温水プールを個人利用する際の当日利用券の購入については、券売機で対応しているが、今回のキャッシュレス化の対象外とはなるが、今後券売機の更新時にキャッシュレス化を検討していきたいと考えている。

では、次、(2)のキャッシュレス決済種別とその取扱いについてなのだが、オンラインキャッシュレスでは、クレジットカード決済のみが対象となる。窓口キャッシュレスについては、クレジットカードに加えて、電子マネーとかQRコード決済も対応する。

今後のスケジュールについては、令和4年12月に補正予算を計上させていただいて、お認めいただけたら令和5年1月に契約、令和5年に2月から6月にかけて導入作業・利用者周知を図って、令和5年7月に、キャッシュレス決済を開始するスケジュールで動いてまいりたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に5番、アクアブルー多摩照明破損の対応状況についてである。

私市スポーツ振興課長 こちらの資料、当日配付となって申しわけなかった。アクアブル

一多摩照明破損の対応状況について、報告させていただく。

9月1日木曜日の10時頃、温水プールの遊泳エリアに設置しているLED照明の一部が破損する事案が発生した。プールエリアは一時休場として、安全対策を実施の上、9月7日水曜日より利用時間を変更して施設利用を再開しているため、現在の状況を報告させていただく。

照明破損時の状況、9月1日時点の状況であるが、温水プール遊泳エリアに設置している照明の表面の保護ガラスが破損して、プールサイドとか50メートルプールの遊泳エリアに飛散した。

利用者・施設従業員にけが人はなかった。

照明破損後、速やかに安全確保のためにプールエリアを休場とした。

2番目のプール利用の再開状況だが、プール内に照明が全93台あって、このうち破損照明と同タイプの照明43台については、安全が確認されるまで点灯を行わないこととして、残り50台を点灯して営業を再開することとした。

9月7日水曜日よりプールエリアの営業を再開している。ただし、点灯の照明数が限られるので、プールエリアの営業時間は9時から22時ではなくて、9時から18時までと短縮している。

プール再開前の作業として、プール内のガラス片を完全に除去するために、50メートルプールの水を全部抜いて、清掃作業をして、水を追加したというような状況である。

3番の破損原因の調査状況である。破損照明は平成28年度に指定管理者によりリース契約により導入された照明である。

9月3日土曜日、リース会社による現地調査を実施して、9月5日にリース会社が調査のため破損照明を回収した。

原因を調査したところ、ガラスカバーを固定しているねじ12か所のうち、1か所のネジ・ワッシャーが欠損している状況であった。また、ネジ部分などの金属の部分にさびが多くある状況だった。

このようなことから、ガラスパネルを抑える圧力のバランスが崩れて、照明を点灯したり消灯したり、その熱によってこのゆがみが生じたことが破損の原因として推察されるというような報告があった。

今後の対応としては、営業時間について、早期に夜間時間帯の営業を再開できるように対応を行ってまいりたいと考えている。現在9時から18時までの営業時間だが、日没の状況を見ながら適切な時間に変更する可能性は今後ある。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 こういったことが起きることを防ぐような手だてというのは、もともと想定はしていない内容だったのだろうか。例えば、こういう器具の点検というものに関しては、こういうワッシャーの破損とかも、まだわからないような点検項目でしか課していないような状況だったのか。

私市スポーツ振興課長 指定管理者が目視の点検は行っていたが、そのネジの外れた部分が高いところにあたりして、細かい破損、そのねじが止まっているその辺りの点検まではできていなかった状況である。この破損照明は、今回は本当に初めての事例で、ほかのところでは1件もまだ発生していないという状況という報告も受けているので、ちょっと想定ができなかったというところである。

大野委員 確かに私も別にこういうこと詳しいわけではないが、高いところにあって、あまりこういうところがどうこうなんていう発想は多分なかったのだと思うし、また、リース会社にそういうものを機器はお願いしているということもあって、直にやっているわけではないので、余計そういうところなのかというところで、こういうことになったと思うが、今後、再発防止みたいなことは何か考えられているのだろうか。

私市スポーツ振興課長 現在、設置されている、この今回割れたガラスが強化ガラスのもので、こういう熱によって割れるという事案があった。残りの50台については、ポリカーボネート製とか、また、違う素材で割れない素材とかもあるので、そういったものに交換することで、対応していきたいと考えている。

岸田委員 破損の原因を調査していただいて、ネジのほうに欠損している状況だったということだったが、確認だが、同様のタイプが43台あると思うが、その照明のほうはそういったものがなかったといった認識でよろしいだろうか。

私市スポーツ振興課長 同様の43台については、ねじが欠損しているとか一応そういっ

たのを点検させていただいて、そういった事例はなかったが、プールの照明としては今後使わないようにしておきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次は、6番の令和4年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要についてである。まず、最初の①番から。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、協議会資料6番を開いてほしい。

令和4年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要についてご報告をする。20ページものの資料となっている。

まず、1ページ目を開いてほしい。令和4年8月4日に子ども・子育て会議を開催をして、報告案件は表にあるとおり①、②、③の案件をご報告した。

①の案件については、子育て・若者政策担当課長のほうからご報告させていただく。②、③については、子育て支援課長のほうからご報告をさせていただくので、よろしく願いをする。

それでは、2ページ目の資料は、当日の子ども・子育て会議の次第となっている。

では、3ページ目を開いてほしい。こちらが①の資料となるが、初めに4ページ、次のページを開いていただいて、こちら、PDCAサイクルが書いてある資料となる。こちら、多摩市子ども・子育て・若者プランを毎年このPDCAサイクルで点検をしていくという形になっていて、4ページの資料の赤い囲みで囲ってあるところ、チェックの横にある部分が今回の子ども・子育て会議でお願いをした部分となる。

こちら、令和2年度から令和6年度については、数値目標の実績確認を毎年行うこと、各課事業の取り組み状況の確認を毎年行うこととさせていただいているので、昨年度も実施をしたが、今年度も同様に実施をしたという形となる。

この資料の下だが、3番に確認方法というところがある。こちら、プランには各課の事業が記載をされているが、各担当課における個別施策(各事業)の進捗状況について点検・確認を行い、その結果に基づき基本施策(10施

策)の推進状況の確認を行ったということとなる。

大変、行ったり来たりで申しわけない、前の3ページを開いてほしい。こちら、プランの施策の体系を再確認を最初にさせていただいた。まず、基本理念があって、その基本理念に基づく基本方針が4項目ある。その基本方針の下に基本施策ということで、1-①子育てのための支援から、4-②の子どもの貧困対策まで10項目ある。こちらの10項目について推進の状況を確認したというのが今回子ども・子育て会議での作業となる。

続いてまたページをお願いしたいが、5ページ目を開いてほしい。横長の資料となるが、こちらが各施策のところで取り組みの代表的なものを数字ではなくて、文字で表した評価となる。代表として、この1-①子育てのための支援をご紹介させていただくが、こちらは、待機児童対策について記載をさせていただいた。

令和3年度は保育所の整備を進めて、令和4年4月段階では待機児童をほぼ解消に導くことができた。ただし、その反面、定員に空きが生じている保育所もあることから、引き続き検討をしていくというような記載をさせていただいている。このような施策に基づく評価をその後ろのページで記載をさせていただいているものとなる。

また3ページにお戻りいただいて、3ページの下のところにもまとめということで、4項目まとめを載せさせていただいた。

まず、1項目めは未就学児の待機児童対策である。ただいま個別のシートでもご紹介したとおり、待機児童はほぼ解消に向かわすことができたが、空きのある保育園が存在することから、検討を進めるというまとめとさせていただいた。

2つ目は、学童クラブの待機児童対策についての記載である。こちら、地域によってはまだ待機児童が解消していないという状況があるので、児童館や放課後子ども教室等の放課後の子どもの居場所を充実させ、施設整備以外の方法で改善を図っていく取り組みを検討するとさせていただいた。

3つ目は、地域子育て支援拠点についてである。こちらは令和4年3月にパルテノン多摩4階に「こどもひろばOLIVE」を開設して、さらなる充実を図ったという記載とさせていただいた。

最後に、令和4年4月1日に施行した「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」である。こちらも施行後、具体的な取り組みについて検討を行うという記載とさせていただいた。

また、ページをさらに進んでいただいて18ページをご覧ください。黄色の塗り潰しがかかなり多く出ている表になるが、こちらの表については、この子ども・子育て・若者プランの中で唯一数値目標を掲げている、いわゆる13事業と言われているところの、令和3年度の評価について記載をさせていただいたところである。

まず、初めに一番表の上に矢印の上向き、平行、下向きというところがあるが、まずこちらの基本を確認して、子ども・子育て会議にはご説明した。

まず、上向きのところについては、令和6年度の計画目標値に対して、実績値の割合が80%以上、平行している矢印については同じく6年度の目標値に対して50%から79%、下向きの矢印については、令和6年度を基本として実施値の割合が50%未満という形で、この矢印で見られるような形で表記をした。こちらグリーンになっているところが昨年度、評価したところである。矢印で評価している。

令和3年度については、黄色で表記しているところとなるが、令和6年度の指定目標値に対して80%以上達成しているので、上向きの矢印が多いが、1つ、数字が振ってなくて申しわけない、真ん中中段の療育支援訪問事業というところが平行の矢印となっている。

そこから2つ下がって、ファミリー・サポート・センター事業、こちらが下向きの矢印となっている。

そのファミリー・サポート・センターの下の一時的預かり事業、こちらが平行の矢印となっていて、この3事業だけが上向きではないという形になるが、理由としては、やはり出生数の減少であるとか、新型コロナウイルスの影響を受けて、目標値の80%以上は、今回はクリアできなかったという結果をご報告させていただいた。

おおむね子ども・子育て会議の委員からは、この内容でご了承いただいたところである。

説明は以上となる。子育て支援課長に代わる。

三階委員長 まず、ここまで、今水野子育て・若者政策担当課長が説明した①番についてまでの質疑はないだろうか。

岸田委員 8 ページのところの、インターネット等の適切な活用に向けた啓発といった部分で、内容としては、教育委員会のほうが取り組みも今後の方向性も書かれたのかと読んでいて思ったが、やはりこういった問題は、この間健全育成委員会の提言をまとめるという中で、やはり多く心配の声が上がった問題で、やはり学校に通っている子どももいれば、通っていない状況の子どももいる中で、学校だけで対応していくのではなく子ども青少年部として何ができるかというのを考えて、ともにもっと取り組んでいただきたいなと思ったが、そこら辺のお考えのほうを伺いたい。

水野子育て・若者政策担当課長 この子ども・子育て・若者プラン、計画を所管する部署としては、しっかりそういう子どもにこのプランに載っている事業を各関係部署と連携を図りながら、そこに任せるだけではなくて、同じ子どもを所管している部署としてどのような協力ができるかというのは、しっかりと連携を図りながら、コミュニケーションを取りながら進めていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 その次の②番、ご説明をお願いします。

植田子育て支援課長 報告資料2をご覧ください。

こちらは、令和4年度のエリア別の認可施設の入所保留者数・待機児童数・空き状況を多摩市の駅周辺など生活圏ごとに4つにゾーニングをし、エリアごとの現状分析と結果を示したものである。

まず、初めに左側上の待機児童の算出方法という四角囲みのところをご覧ください。令和4年4月1日時点だが、87人の入所保留者総数がいた。この中から、真ん中のさらに真ん中の表のところ、国の基準に基づいて差し引く項目を市で決定した中で、例えば認証保育所の入所者数とか、そういったところの人数を差し引いて、右側の赤いところの数字になるが、待機児童の総数が4人ということで4月1日時点はなっている。

その下の家の形になっているところに、空き189人となっているが、こ

ちらのほうが、この時点での空きの定員の総数というものになっている。

そして、その下の表をご覧いただきたい。五角形のマークが認可保育所、三角形が認定こども園、四角形、ひし形の部分が地域型保育事業所となっている。

そして、右側の多摩市の地図のほうに目を向けていただくと、こちらはエリア別の分析と結果となっているが、黄色い部分が聖蹟桜ヶ丘エリアで①、青い部分が②ということで永山駅エリア、緑の部分が③で多摩センターエリア、赤い部分が④ということで和田エリアとなっている。一部重複している部分はちょっと重なって、それぞれの地域に重なっている方がいるということでご認識いただきたい。

例えば黄色の聖蹟桜ヶ丘エリアに関して言うと、保留者数32人に対して待機児童が4人いるということで、さらに右側の家のマークで見ると、空き定員がこの中では11人いて、年齢別には0歳が5人として書いてあるものになっている。それぞれのエリアごとに、その保留者数・待機児童・空き状況というところも表にしてまとめているというものになっている。

待機児童総数4人のうち、やはり聖蹟桜ヶ丘エリアに全て4人の方が集中しているというような今回の状況だったということでご報告申し上げる。

三階委員長 それでは質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 次の③まで、植田子育て支援課長どうぞ。

植田子育て支援課長 続いて、報告資料3をご覧いただきたい。

こちらは令和4年度の4月の1次認可保育所等の入園状況ということで、4月の1次選考において内定となった児童の最下指数というものである。内定者が1名の場合は、内定者個人の指数となるので非公開とさせていただいて、入所者がいなかった場合については該当者なしと記載している。指数が同じ場合は、優先順位により決定しているということである。

こちらについては、これから入所を考えている方、あるいはその入所申請をしようと考えている保護者の方が見て、参考にしていただくということで、自分がどの程度の指数で、だったらどこに入れるのかというところを参考にさせていただくための資料ということで公表しているものである。

三階委員長 資料の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次に7番、家庭的保育事業所「たえちゃんち」閉所に向けた新規募集停止等について、報告をよろしく願います。

植田子育て支援課長 資料のほうをご覧いただきたい。

家庭的保育事業所「たえちゃんち」閉所に向けた新規募集停止等についての報告である。

まず、経緯としては、8月22日に家庭的保育事業所「たえちゃんち」のほうから、一身上の都合により、事業所を閉鎖、閉所したいということの意向が文書にて提出をされた。

「たえちゃんち」の概要である。昭和59年の7月から多摩市永山3-1-1-106において、少人数の家庭的保育ニーズに対応する施設として開所したものである。利用定員数と直近3年間の入所定員ということでは、利用定員は1、2歳児で2人としていて、現在令和4年度というところでは1歳児が1名入所しているというような状況である。

所管部署の考えとしては、令和4年4月1日時点で、永山エリアの待機児童は解消されており、「たえちゃんち」の閉所により、新たな待機児童を発生するという事は踏んでいないと、発生しない見込みであると考えている。

続いて、閉所に向けたスケジュールである。今年の10月発行予定の令和5年度多摩市保育所等の入所のしおりに、令和5年の4月からの新規入所募集停止の記事を掲載するというところで、令和4年の8月時点で1歳児クラスに1名入所していることから、令和5年度まで保育を継続した上で、令和5年度末で閉所をするということ考えている。ただし、現在の入所児童がお一人いらっしゃるの、その方が令和4年度中に転所等をした場合には、場合によって令和4年度末で「たえちゃんち」を閉所するという可能性もあるということである。

今後のスケジュールについては、今日、この子ども教育常任委員会のほうに報告させていただいた。10月5日、入所のしおりを発行して、このこと

を広く市民の方にも周知したいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は8番、多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会の設置についての説明をお願いします。

田島子ども家庭支援センター長 資料のほうだが、健康福祉常任委員会で報告をしているので、そちらのほうに切り替えていただいて、協議会資料4になる。

この多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会の設置についてということで、この再編に向けた検討を行うに当たりプロジェクトチームを設置したので報告する。

1番のプロジェクトチームの名称だが、多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会としている。

2番のプロジェクトチームの概要となるが、こちら記載しているが、委員の構成に関しては、子ども青少年部の子ども家庭支援センターと、健康福祉部の健康推進課の課長、係長として、必要に応じて委員以外の関係者に出席を求めることができるとしている。設置期間だが、令和4年8月から令和7年3月31日まで、開催回数に関しては、おおむね月1回程度を考えている。

3番の再編に関する概要についてである。令和4年6月8日に、児童福祉法等の一部改正する法律が成立して、令和4年7月11日付で国から各自治体の児童福祉主管部局に通知があった。通知内容としては、これまで児童虐待防止のための種々の対策を講じてきたところだが、虐待による死亡事例が後を絶たず、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境が厳しいような状況があるといったところで、この改正において、各市の子ども、こちらは子ども家庭総合支援拠点と書いてあるが、市の名称としては子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センター、各母子保健は健康センターのほうで行っているが、その設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置に努めるというような通知

の内容であった。

これを受けて、プロジェクトチームを設置し、その相談体制がどのように行っていくことがよいのか、また、国からの通知等、資料が参ったので、読み込みながら理解を深め、支援体制の検討を行っていくものとしている。

2ページ目に関してはスケジュールとなっているが、令和6年度中に相談体制の完了を目指して検討を重ねていきたいと考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 ちょっと基本的なところで改めてになるかもしれないが、要は法律ができたことでそういう体制について見詰め直さなければいけないということが要点だと思うが、ただ、やっている機能、やってきた機能と何か食い違うということはないということで多摩市の場合は理解してよいのか。

田島子ども家庭支援センター長 おっしゃるように多摩市が今行ってきた機能、それぞれの機能は何か間違えているとか、変わるとか、そういうことはないので、さらにより連携を深めながら、より充実した内容にしていくということで、それぞれの機能はしっかり維持した状態でということが国からも通知が来ているので、そのように進めていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、次、9番の多摩第三小学校建て替え工事についての説明である。

加藤教育振興課長 よろしくお願ひする。協議会資料の9番である。多摩第三小学校の建て替え工事についてである。6月の子ども教育常任委員会協議会でご報告させていただいた、多摩第三小学校の建て替えについて、今年度のこれからの取り組みについてご報告させていただく。

建て替え工事について、今年度は基本構想、こちらのほうを策定していきたいと考えている。そちらに向けて学校・保護者・地域、そういった方々の声を反映をしていくというところで、懇談会を設けて進めていきたいと考えている。

2番のところである。懇談会等というところであるが、多摩第三小学校の

学校運営協議会とか乞田貝取ふれあい館の運営協議会、多摩第三小学校の教員やPTA、こういったところの方々入っていただいて、同じ席で懇談会を開いて、学校に対する思いや地域で育てていく子どもたちの教育環境、必要な機能のご意見などもいただいきたいと考えている。

もう1つは、実際に今通っておられる多摩第三小学校の子どもたちにアンケートを取っていききたいと考えている。進め方としては10月、来月から3月の間に5回程度懇談会を実施していききたいというところである。事業概要を説明し、意見を取りながら、基本構想案をお示しし、最終的にご報告をさせていただくという流れで考えている。

基本構想についても1月に案をつくって、2月、3月の教育委員会、こちらのところで協議させていただいて、決定をしていくというスケジュール感で進めていくということで考えている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 11月頃に児童にアンケートを行うとあるが、こういった形で、こういった子どもたちが対象でとお考えなのだろうか。

加藤教育振興課長 今まだ学校とも調整をしながらというところである。しっかり意見をやはり反映させていくといったところの中で、どのような、どの年代の子どもたちに聞いていくのかといったところ、学校の今のいいところだとかそういうところを大事にしていきたいと思っている。思いを大事にすることはすごく大事なことだと思っているので、そういった観点でのアンケートをさせていただこうかと考えている。

今年度は基本構想をつくって、来年度、基本計画を策定していくというところになるので、基本計画を策定していく前段階の意見の集約というところでの基本構想策定のアンケートというところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、10番、都指定史跡用地に関する申し出についてである。

齊藤社会教育・文化財担当課長 よろしく願います。それでは、協議会資料の10番をご覧いただきたい。

これまでも報告させていただいている都指定史跡用地に関する申し出についてである。東京都指定史跡「稲荷塚古墳」。所有者7名の方から、史跡用地を寄附するので市に管理をお願いしたいという申し出をお受けしていて、受入れの方向で協議を進めているものである。

今回進捗状況について報告をさせていただく。2ページ目をご覧ください。

写真の下、2として経過(概要)をお示しさせていただいている。3月に、市が確認調査を実施させていただいた。ここまでについては、前回までの報告のとおりである。

その後、共有者の意向を確認しながら東京都と調整を図って、3月の調査結果に基づいて、撤去内容と方法を決定してきた。その内容について、市から寄附申出者に対して、工作物の移転、撤去、残置についての条件というところを回答としてお示しを正式にさせていただいて、これをもとに共有者から東京都教育委員会に対して、社殿、鳥居等の撤去に関する現状変更等の許可申請を提出させていただいた。

この申請に基づいて、8月に東京都教育委員会から共有者に対し、現状変更等の許可が下りたというところで、3番、今後の予定については、申請に基づいて移転・撤去を行って、今年度中の古墳用地の寄附を受け入れるということで予定をしているというものである。

直近の状況であるが、今週頭に共有者の方からご連絡をいただいて、神事、神様事であるので、日程がいいということで、最初の鳥居と灯籠の工事というか、移転と撤去に入っていらっしゃるということで報告を受けている。

また、社殿等については、改めて工程を組んで報告をいただけるということで、その報告を待っているというような状況である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、11番、旧多摩聖蹟記念館の内部塗装工事に伴う休館についてである。

齊藤社会教育・文化財担当課長 それでは、引き続きよろしく願います。協議会資料11をご覧ください。

旧多摩聖蹟記念館の内部塗装工事に伴う休館についてである。資料の1、経過等ということで、1930年、昭和5年に建てられた記念館である。昭和61年に全面改修を行って、平成21年に外壁の補修工事を行っている。ただ、このとき内壁工事を行っていなかったというところもあって、内壁の塗装のはげが発生するなどしていることから、今回内部塗装工事を実施するとともに、この工事期間中については休館ということで報告をさせていただくものである。

2、工期であるが、準備を含めて11月の中下旬ぐらいから準備をさせていただいて、2月の末日までということで予定している。準備等の期間は開館しているので、休館期間については12月1日から2月末の予定で、現在、準備を進めているというものである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 この件はこれで終わりたい。

次に、12番。多摩市学校事務共同実施の令和4年度進捗状況についてである。

細谷教育部参事 それでは、多摩市学校事務共同実施の令和4年度の進捗状況についてご報告をさせていただく。協議会資料12番となる。

これまでも、共同実施についてはご報告をさせていただいてきたところだが、このたび令和4年4月から学校事務共同実施が各共同事務室、4つの共同事務室がスタートをして、本格的な共同実施が始まった。

1番の(1)全体の進捗というところである。令和4年、今年の4月だが、都支援員の研修会、それから全体会というようなことで、4月5日に開催をしたところである。また、6月には、業務状況の実施調査ということで、6月13日から24日までの期間に、こちらの調査を副校長、それから都支援員を対象として行ったところである。7月には、教育委員会だよりに記事を掲載し、7月15日には第1回学校事務共同実施等運営委員会ということで、こちらは4室の室長、また、小・中学校の校長会、副校長会の代表、

それぞれが入って、運営委員会を開催したところである。

(2) 室長会及び都支援員連絡会の開催状況というところだが、4室の室長会についてはほぼ月1回のペース、5月、6月、8月ということで実施してきた。

また、都支援員、こちら各学校にいる都支援員の連絡会としては、こちらに書いてあるが、4月1回、5月3回、6月1回、7月4回とあるが、これ全て4つの共同事務室の延べ数になるので、各共同事務室で大体これまでの期間に2回程度実施しているというところである。

先ほどの6月に実施した業務状況の調査については、2番の(1)のところだが、運営委員会の内容というところでご報告をさせていただいた。業務状況調査の結果については、どの4室とも、共同事務室とも業務に滞りがないう意見が9割を占めていた。また、共同事務室と学校との連携についても、大きな課題はないというところである。

1点、小学校の学校徴収金の口座での徴収、こちらについては、まだ学校自体がこれまでの現金の徴収から口座引き落としになったということで、学校が不慣れというところもあって、それぞれ課題はあったというところだが、これもこの後2回、3回と繰り返していくところで、学校も慣れてくるというような見込みであるという報告を受けている。

また、こちらの資料にはないが、ちょうど昨日9月14日、東京都教育委員会の共同事務室の視察があった。教育庁総務部の課長代理等3名、それから、多摩教育事務所からも課長代理が1名ということで視察をいただいたところである。その中で、多摩市は大変この共同事務室について熱心に進めているので、今後もバックアップをしていくというようなことで前向きなご意見をいただいたと報告を受けている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に13番、令和4年度適用教室プログラム改善事業の実施についてである。

相良教育センター長 よろしく願います。資料の令和4年度適応教室プログラム改善事

業の実施について、ご覧いただきたい。

こちらのほうは目的として、適応教室「ゆうかり教室」で通常行っている学習指導、生活指導以外での学びのプログラムを取り入れ、児童・生徒の学校への復学意欲を高め、社会的自立を支援するプログラムである。

また、児童・生徒が通室してみたいと感じるプログラムを提供することで、自己肯定感を育み、プログラムを通じてソーシャルスキルを学ぶ機会をつくることである。

経過としては、4月、星槎国際高等学校の担当者の方とプログラムの内容についての打合せをした。4月中旬にプログラムの内容を対象者の方に案内を送付した。そして5月20日に第1回目の交流会を行った。参加者は11名である。オリエンテーションやボードゲームを行った。5月の下旬から一度、新プログラムについての内容について、お子様、生徒たちにどのような内容をしたいかという希望のアンケートを取った。6月からのプログラムについてポスターや、また、口頭、電話などで周知をした。その後、6月は2回目から現在に至るまで10回程度のプログラムを開催している。こちらのプログラムは、アンケートの結果に基づいて、プログラムの名称を「コアタイム」としている。

実施の方法及び指導体制である。星槎国際高等学校の担当者の方が進行役をして、ゆうかり教室のスタッフがサポートに回り、児童・生徒の指導に当たっている。

活動内容はそちら、第1回目の写真が載っているが、ボードゲームを行った当時の活動内容である。自己紹介をしたりとか、ボードゲームを行った。こちらの写真には、生徒さんの手前にいる方がゆうかり教室の先生と一緒にゆうかり教室の先生も行っている。

裏面をご覧いただきたい。活動を終えた児童・生徒の感想についてアンケートを取ったところ、不登校になってから人と話す機会が減って自信をなくしていたので、いろいろなことを話すことができ安心した。それから、同じことをすることで話せるようになれて、同じ作業を一緒にする大切さを学べたなどの感想をいただいた。

今後の予定だが、9月・10月のプログラム、毎週火曜日の10時から行

っている。心理学入門や手芸教室、カードゲーム、防災を考えるなど、様々なプログラムを実施していく予定である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安齊委員 親子してゆうかり教室に通った経験からなのだが、この星槎国際高等学校というところは、何かこうしたところに見識のある学校で、学校の先生がおいでになっているのか、それとも生徒さんもおいでになっているのか。

相良教育センター長 こちらの星槎国際高等学校については、フリースクールやいろいろな不登校のことを専門にやっている学校法人になる。なので、そちらのほうからいらしている先生は、カウンセラーを主にやっていらっしゃる先生だが、不登校のお子さんに対してのいろいろなプログラムの経験をなさっている先生で、多摩市の不登校対策検討委員会の先生でもある。

岸田委員 プログラムに参加した子どもたちの感想を見るとすごい楽しかったのだなという様子も伝わってくるが、この目的として、子どもたちが通ってみたいと思うプログラムを提供するということがあるが、今回このプログラムに参加した子どもたちは、通常もゆうかり教室に来て参加されたのか、あるいはこのプログラムがあると聞いて、ふだんはなかなかちょっとゆうかり教室には通ってなかったのだが、このプログラムはということで参加されたのか、まだそんな回数もたくさんされていない状況だが、どんな傾向があるのか伺いたい。

相良教育センター長 こちらのプログラムについては、お子様、ゆうかり教室に登録されているお子様が来ていただいているが、この日だけ来たいというお子様もいらっしゃる、定期的に来て、ゆうかり教室に通われているお子さんもいらっしゃる、それぞれまちまちだが、そのような状況になっている。

岸田委員 あと今後このプログラムを通じて得たスキルというか、子どもたちも何か交流ができたとか、話せてちょっとほっとしたとかあると思うが、そういうのもゆうかり教室のほうで、ふだんのゆうかり教室にも生かされていくというふうな認識でいいのかどうか伺いたい。

相良教育センター長 今のご質問に対してだが、先生方とお子さんたちとの距離が以前よりもやはり子どもたちの笑顔がふえたりとか、そういうところが変化があったので、ふだんの勉強についても実施する前との変化はふだんの教室で

も見えると思う。

大野委員 今後心理学入門をやられると書いてあるが、児童・生徒に対してそんな難しい言葉で多分やるものではないと思うが、どんなことをやられる予定なのか。

相良教育センター長 こちらのほうについては、自分のことを知るということで、簡単な自分の気持ちとかそういうものを表現するとか、簡単なちよっと性格テストみたいなものであるとか、そういったものを使って、自分のことを知ってみようということをする教室になっている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりたい。

次が14番、多摩市立中央図書館整備の進捗状況等についてである。

横倉図書館長 よろしく願います。資料のほうは14番になる。

多摩市立中央図書館整備の進捗状況等についてである。資料に沿って説明をさせていただきます。

1番だが、建設工事についてである。こちらについては、3月15日の竣工に向けて躯体の工事を今進めている。既に躯体が完成している地下階から順次内装工事を今着手しているところである。進捗の管理については、細心の注意を払いながら引き続き工事を進めていく。

続いて2番だが、多摩市立中央図書館管理運営方針についてである。こちらについては、6月の子ども教育常任委員会のほうでも骨子案ということまで報告をさせていただいた。こちらのほうは管理運営方針を今策定を進めているところである。

これまでの経緯というところであるが、5月31日から6月18日まで市民団体へのヒアリングを実施した。そのところで6月24日に子ども教育常任委員会のほうで、骨子案については報告をしたところである。その後、市民団体の意見を踏まえて、骨子案のほうを素案にまとめ直したところである。その後、図書館協議会等で協議などをしたところである。

また、素案については8月23日から9月21日までということ、パブリックコメントのほうを今実施をしている。そして9月の8日、9日と

10日3日間であるが、この素案について市民説明会を開催した。後ほど報告をしたい。

今後の予定であるが、パブリックコメントの意見を踏まえて、素案を原案にまとめ直す。その後また図書館協議会等で協議を進めて、11月に教育委員会のほうで原案を決定をする予定である。

その後、3番になるが、条例の改正というところである。この方針のほうを踏まえた中で、12月の定例の議会において、多摩市図書館条例の改正を予定している。主な改正点は2点であって、1点目が、図書館の名称・位置の変更、また、2点目が使用料設定の新設、この部分になる予定なので、また12月にご報告や協議等をさせていただきたいので、よろしく願います。

そうしたら、資料別紙1というところで、表組みになっているものがあるが、先ほど骨子案について、市民団体等にヒアリングをさせていただいたということをお話した。その中で寄せられた意見について、表組みでお示しをしているので、後ほどで構わないので見ていただきたい。この内容を寄せられた意見から市の考えということでお示しをして、内容によって、素案のほうにまとめ直しているところである。

この中でちょっとご紹介をさせていただくと、3ページ、括弧表示の中で48分の3とあるが、3ページ目というところであるが、項目で14番のところから、駐車場、またバリアフリーの関係、ヒアリングのほうでご意見をいただいた。

ここについては、ヒアリングは多摩市視覚障害者福祉協会のほうに、今回ヒアリングをさせていただいている。また、その際に、多摩市の図書館で障がい者サービスのボランティアをしていただいている方もいらっしゃるのので、その方たちにもヒアリングをさせていただいた。

そこを受けて、ここに寄せられた意見ということで何点かある。障がい者用の駐車場は、車椅子の利用の方に限定されるのかといったことだったり、項目でいくと16番で点字ブロックのところ、こちらの点字ブロックのほうはどのようなルートで敷設される予定なのか、図書館の館内と駅からのルートを教えてほしい、そういったお話もあって、こちらの市の考えという

ことでお示しをしているが、こちらに書いてあるような形で、多摩センターの駅のほうから図書館のほうまでつながっているということで、ご説明をさせていただいている。

また、17番、18番の項目のところで、エレベーターの音声案内だったり、トイレについても音声の案内機能をつけてほしいといったこともいただいている、これらのことに関して対応ができるようにということで、準備を進めているところである。このような形で各団体からのヒアリング、表組みでまとめてお示しをしているので、よろしく願います。

その後、別紙2ということで、続き番号で言うと48分の9であるが、こちらが骨子案のほうをまとめ直した素案という形になる。こちらの素案のほうもかなり長いページになっているが、こちらの中で骨子案から追加ということで加えさせていただいているのが、ページで言うと40ページになるが、貸室についてということである。

こちら、貸室については、図書館のほうではこれまで図書館の支援活動だったり、読書推進活動を行う市民団体に限って、無料で貸し出しをしていたところである。こちらについては中央図書館開館というところの中で、図書館だったり読書に関わる活動だけに限定せず、広く利用していただきたいということで、設定をすることで考えているところである。

そのような中で公民館等々との整合も図りながら、貸室の使用料を徴収するということにしている。また、先ほど申し上げたように、図書館と連携しながら事業を実施する、図書館の支援をいただいている団体もあるので、そちらの団体等の活動に関しては、図書館のほうでその場所の確保をして、運営というか活動の支援をするということで、貸室の使用料は徴収しないというような、そのようなことで準備をしているところである。貸室の使用料等、こちらにあるのでご覧いただきたい。

それからそのまま続いて42ページになるが、駐車場・駐輪場の利用というところであるが、駐車場については、障がい者用の3台の駐車スペースを用意をさせていただくという形で考えている。また、駐輪場については、レンガ坂に面した1階に自転車用35台、北側車道に面した地下2階に自転車用35台とバイク用の16台のスペースを用意する。こちらについては、

駐輪後3時間は無料ということで設定をすることで考えている。

こちらはやはりお子さんから幅広く自転車などを使って、図書館のほうに来ていただくということを考えているので、3時間は無料というところで、それ以降は有料になるという形になる。また、機械管理式の設備を導入するということで考えているところである。素案の中で、骨子案から加わった部分は以上のところである。

そのまま46ページのほうに続いていただきたいが、先ほどの使用料の設定というところである。こちら先ほどご説明をしたが、こちらについて、8月1日に庁内の行革本部会議のほうで、使用料の決定のほうをしたというところで、素案のほうに盛り込んだところである。

こちらの想定額の算出についてであるが、それは資料の47ページの上のほうにあるが、貸室、駐輪場ともにだが、市が定める公共施設の使用料設定にあたっての基本方針、ここの基本的な計算方式にのっとり、コストを計算した上で、貸室の面積に応じて利用者負担額を算出するという形にしている、そのような形である。

資料としては以上である。

また、市民説明会のほうをしたということで、それについてはまたこれから内容のほうをまとめていくが、そこで意見があったところをご紹介させていただくと、中央図書館に関しては、基本計画においてフロアの構成だが、1階の開架フロアは静寂系、2階は会話や話し合い、会話などを許容するというような広場系で位置づけているが、その設定としてはやはり静かなイメージの中で、親子連れ、若い人たちが周りの静けさを気にするところがあったので、そういったフロア構成にしている。

それについて説明会のご意見では、そういうところであっても、図書館のやはり落ち着いた静けさ、また、調べ物だったり読書ができる環境、そういったものもしっかり用意してほしいというご意見をいただいて、その部分は分けた構成ということでしているということで、お答えをしている。また、中央図書館開館後の地域館のあり方、これについてもどのように扱われるのか心配という質問もあった。こちらについても中央図書館が開館後、各館の利用の状況だったり、また、どのような分野の本が動きが多いか、そう

いった状況なども把握しながら、それぞれの館のニーズに合った利用のしやすい図書館にしていきたいというようなことで、お答えをしたところである。

以上のような形で、今後また原案ということでまとめるような形で進めていくので、よろしく願います。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 市民団体のほうにご意見を聞くということで、視覚障がい者の方やまた障がい者のためにボランティア活動している団体さんにもお話を伺ったということで、また、入れていくこともまとめられていたと思うが、先日GIGAスクール構想で荒川区へ子ども教育常任委員会のほうで視察に行ったが、そういうGIGAスクールと図書館、学校図書館を両輪させて子どもたちの学びをというところで、様々な資料を見たときに、特別支援学級の先生が、それは学校のなのだが、図書館のことについて書いてあったときにやはり読んでいて、障害によって様々な不便を感じる場所が違うのだなと感じたところなのだが、先ほど説明があった視覚障がいの方と、また、ボランティアの方以外にも何か障がいの方にご意見を伺ったといったところはあるのか。

横倉図書館長 特に今回ヒアリングでご意見を伺ったということではない、その機会はないが、図書館の障がい者サービスのほうを実施しているので、日頃から障がい者の方と利用者としてやり取りをさせていただいている。そういった中で、障がいのある方だとやはり電子書籍、そういったものが利用しやすいというところもあるので、そういった紹介などはしているが、今後中央図書館開館後も引き続きそういった電子書籍のコンテンツもふやしていきたいと考えているし、また、GIGAスクール構想というところの中では、多摩市デジタルアーカイブのほうを始めてもう日がたつが、その中で社会科副読本だったり、また、デジタルで画像で見られるような、そういったものも資料として用意しているので、特別支援学級、特別支援に関しても活用ができると思っているし、図書館自体は大活字本だったり布の絵本だったり、あとマルチメディアデージー図書、そういったものもあって、紙の本だけではなく様々な種類の本がある。そこら辺を引き続き特別支援教育の中では学

校のほうに紹介していきたいと思っているし、また、例えばゆうかり教室だったりとかは特別支援と違うかもしれないが、連携して、図書館のほうに来てもらって、図書館の利用案内などもしているという活動もしているので、今度は中央図書館のほうでそういった活動ができるし、障がい者サービスも永山図書館だと別のフロアに障がい者サービスのコーナーを設けていたので、それが今度は中央図書館の1階のところに、障がい者サービスのフロアというところがあるので、そこの中で展示資料だったり、先ほど申し上げた様々な資料もあるので、これまでよりも皆さんに使いやすくなるというところが、特色となっているので、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。本件についてはこれで終わりである。
最後、15番、庁舎狭隘化対策についてである。

小形企画課長 よろしく願います。それでは、15番の庁舎狭隘化対策についてであるが、資料のほうは総務常任委員会のほうのフォルダーに入っていて、総務常任委員会の中の協議会1、040912(企画課)の庁舎狭隘化対策についてをご覧いただきたい。

庁舎狭隘化対策の一環として実施する教育委員会事務局のベルブ永山への移転については、先日の補正予算審議の中で関係経費のほうをお認めいただいた。このことを踏まえて、本日は移転後の教育委員会事務局のフロア配置とかスケジュール等についてご報告させていただくものである。

まず、ベルブ永山におけるフロア配置であるが、教育委員会事務局は基本的にはベルブ永山の4階、こちらのほうにて業務を行うことになる。そのうち教育振興課の社会教育係、文化財係、こちらについては、同じく社会教育を担う公民館の事務室内に移転することとしている。また、5階には教育委員会の会議等もあるので、そういったものも想定し、会議室を設けるということを考えているところである。

続いて市民周知であるが、市民周知については、11月中旬に発行する教育委員会だより、また、たま広報の11月20日号のほか、こちらにないが、

公式ホームページとか、そのほか先日の総務常任委員会でもアナログでもやっていったほうがいいのではないかというご意見いただいているので、ポスター等も貼りながら周知を図っていきたいと考えている。

次に、具体的なスケジュールである。教育委員会の事務局の設置位置については、教育委員会の規則において定めている関係から、9月29日の教育委員会定例会において規則改正を行って、10月、11月末にかけて、移転先であるベルブ永山の内装や区画の整備を経て、12月16日から18日に事務局の引っ越し作業で、12月19日からベルブ永山で執務を開始する予定で進めていく。

次に、事務局が移転した後の庁舎狭隘化対策についてである。6月の協議会でもちょっとご説明させていただいた部分もあるが、庁舎の狭隘化、根本的な解決というのは令和11年度に予定している本庁舎の建て替えをちょっと待たざるを得ないかなと思っているが、今回の移転に伴って空いたスペース、具体的には第2庁舎の2階であるが、こちらを活用して、例えばなのだが、障害福祉課前の通路、こちらのように窓口で相談されている方のプライバシーの確保とか、あるいは歩行者の移動に支障を来しているような事象の解消や、あるいは会議、打合せスペースの確保等という形で図っていきたいと考えている。こちらが大体来年の8月から、ちょっと玉突きで引っ越しをしていかざるを得ない関係もあるので、8月から順次やっていくというようなことで予定しておるところである。

三階委員長 以上で説明は終わった。この件について質疑はないか。

岸田委員 1点だけ確認なのだが、教育委員会のほうが駅前の方に移るということで、何か手続的なことで、2つ場所を移動しなければいけなくなるとかそういう点はないかどうかということだけ教えてほしい。

小形企画課長 現状市役所にお越しいただいて何か手続をして、その後に引き続き教育委員会という形で言うと転入学の手続である。市内で学区の変わるような引っ越しをされたりとか、市外からお引っ越しされてきた場合の手続であるが、現状では、市役所の市民課で手続をしていただいた後に、第2庁舎に行っただいて手続をしていただいていた。

こちらが今回教育委員会がベルブ永山に移転した後なのだが、そちらにつ

いては、実はこの手続、出張所では現在扱っていて、出張所で住民票の手続をしてから、本庁舎に来なくてもできるようになっている。それと同じような形で、市役所の市民課のほうで手続をされた後に引き続き市民課のほうでその手続ができるようにということで、今、関係課と調整しているところである。

大野委員 事務的なところで、今回場所が変わるということ以上の話は多分ないのだと思うが、例えば今後いろいろなオンライン化だったりとかDX化のことが将来に向けては言われている中で、こういった手続はもうちょっと電子化を進めようとかということが、これを機会に出てくるということは、特別今すぐはないと理解してよろしいだろうか。

小形企画課長 今すぐというところではないが、例えば今回補正予算の中で、閉域帯を活用した会議システムというのを入れさせていただく予定である。こちらというのが閉域帯ということなので、インターネットでのテレビ会議だとしてもプライバシーの確保のところ支障が、懸念があるところなのだが、LGWAN回線を使えばそういった懸念もないというところでは、例えば市民の方のちょっとプライバシーも含んだご相談とかそういったものも対応可能になるのかと思っている。

また、庁内の会議についても、今まではどうしても機密情報とかでそういったものを使えなかったものも使えるようになるというところもあるので、今回をいい機会としてそういったものも活用していくことで、すぐにどれをというところはまだ決まっていないが、そういったものもぜひ活用していきたいなどは考えているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、この件について終わる。

以上で協議会を終了したい。

(協議会終了)

午後 2時49分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時50分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

三 階 道 雄